



毎月1回1日発行
1963年1月1日
新聞通信調査会報
として発刊

11-2013

発行所
公益財団法人
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

消費増税後の懸念

中間層崩壊、進む貧困化
賃上げがアベノミクスの難所
経常収支赤字に転落も

軽部謙介
(時事通信社解説委員長)



消費税率が2014年4月から8%になる。安倍晋三首相が発表した。今回の決定に際しては、3%から5%に引き上げられた1997年との比較がよく語られた。
そして、「景気の腰が折れてしまったあの時の失敗を繰り返さないため」との配慮から、5兆円規模の経済対策も固まった。
しかし、97年との比較においては別の角度からの議論があってもいいように思う。経済の低迷に伴い激増した「中間層以下」に対する大衆増税がどんな影響を与えるのかというポイントだ。それは日本社会の安定化という課題にもつながってくる。

財政状態、前回引き上げ時より悪化
97年4月に消費税率が引き上げられた時、私は大蔵省(現財務省)を担当していた。
「景気は大丈夫でしょうか」。当時の最高幹部にこう尋ねたら「何か心配なことでもありませんか」と自信満々の表情で切り返されたのを鮮明に覚えている。だが、現実はず違った。
同年夏ごろから景気は変調し、秋には大手金融機関が相次いで破綻。日本経済は崩壊のふちに追い込まれた。今では長いデフレの入り口だった年として記憶されるのが97年だ。安倍首相が最後まで引き上げ決定をためらったのは、「あの時のよ

目次 (11月号)

消費増税、中間層崩壊、進む貧困化	軽部謙介	1
特定秘密保護法案を考える	堤秀司	6
日米間に巨大な歴史認識の溝	仲晃	10
日記で読む昭和史(29)	国分俊英	14
天安門事件と報道を検証する(下)	高井潔司	16
自言自語の中国展望(6)完	網虫	20
特派員リレー報告②ベルリン	東敬生	29
東日本大震災の被災地を見る	西村好正	32
【メディア談話室】 秘密保護法案に乏しい危機感	藤田博司	22
【プレスウオッチング】 論調は分断、首相側は攻勢	小池新	24
【放送時評】 TVは次世代の人材育成が課題	音好宏	26
【海外情報】 ① 独下院選で海賊党が低落	小林恭子	15
② 中国で災害報道めぐり討議	木原正博	21
③ CATV視聴者はじっくり型	金山勉	28
書評『中国における報道の自由』	丹藤佳紀	34
編集後記		35
調査会だより		36

うなことにはならないか」との懸念があったからだ。
当時と何が同じで、何が異なるのか。今回議論された増税をめぐる諸情勢の比較を整理しておくことは無駄ではないだろう。
【景気動向】内閣府によると、97年は5月が景

気拡大の山だった。景気の山、谷に関する判定は時間をかけるので、直近の経済がどのような方向に動いているのかを正確に診断するのは難しいが、ピークアウト直前の増税はタイミングとして最悪だったようだ。

今回はどうか。内閣府の景気動向指数研究会は12年4月を景気の山と判定した。その後、同年11月に谷を経験し再び景気は上向いているとの見方があるが、まだ正式な判定は出されていない。ただ、もし12年11月が谷だとすれば、14年4月は景気拡大期に当たっている可能性が高い。

【国民負担】97年に発生した国民負担の増加額は、消費税を3%から5%に引き上げることに伴い5兆円、医療費の自己負担分アップで2兆円、特別減税の廃止で2兆円の計9兆円だった。元日銀理事でエコノミストの鈴木淑夫氏は「これに公共事業の削減を加えて13兆円の負担増があったと考えるべきだ」と指摘する。このインパクトが景気後退の直接の引き金となったのかは、今でも議論があるが、9兆円とも13兆円ともいわれる負担は軽くはなかった。

今回の引き上げに際して内閣府が、消費税だけでなく社会保険制度の負担と給付の出入りの要素なども勘案して、当面どの程度の国民負担が発生するかを予想したところ、差し引き3兆円という答えが出てきた。

97年当時、秘書官として橋本龍太郎首相を支えた江田憲司氏（現在衆院議員）は「94年から96年

にかけて減税を先行させ、増減税一体で消費増税に備えたのだから、当時の決め方は今回よりもずっと丁寧だった。今回はデフレ真つ最中の増税にもかかわらず、プロセスが荒っぽい」と語る。

【不良債権問題】97年当時、金融機関はバブル崩壊とともに発生した不良債権を大量に抱えていた。当局は合併などで処理しようとしたが、97年後半から金融業界をめぐるムードはどんどん悪化。11月には三洋証券、山一証券、北海道拓殖銀行といった大手金融機関が相次いで倒れ、銀行窓口の前に預金引き下ろしを待つ人の列ができるなど、事態は「平成恐慌」の一步手前まで進んだ。当然景気は急速に落ち込み。とても増税のインパクトを吸収できるような状況ではなくなっていた。現在の金融機関を見れば不良債権問題はほとんど片付いたと言えよう。むしろ銀行が新しい分野への融資に消極的で、一般企業も「万が一」の事態に備えて200兆円を超える内部留保をため込んでいることの方が問題になっている。

【外部要因】97年の夏にアジア通貨危機が発生し、日本経済崩壊の背中を押した。これに対して、現在広がっているのは米国への懸念だ。あわや債務不履行に陥るところだった10月の危機は乗り切ったものの、来年1月から2月にかけて再び米議会で民主党と共和党のバトルが本格化する。市場も神経質な動きを続けそうだが、両党の協議が本場に決裂したら世界経済は混乱に陥り消費増税どころではなくなる。

【政策決定体制】97年当時、経済政策を全体的に統括する体制は整っていなかった。各省ばらばらの決定がどの程度、マクロ経済に影響するのかなどについて試算されることはなく、ストレートに国民の負担となっていた。消費増税、特別減税の廃止、医療費のアップなど負担増加の合計額が9兆円になることが確定した後、当時の大蔵省高官は「えっ、9兆円？」と意外に思ったと回顧しているし、経済企画庁（現内閣府）は医療費のアップ2兆円を翌年度の経済見通しの計算に含めていなかった。

これに対して現在は経済財政諮問会議が経済政策全般について議論している。今回の増税決定に当たっては、60人の有識者からも意見を聴いた。「政治ショー」の色彩は濃かったが、増税の影響を総合的に考えようという姿勢は感じられた。また内閣府がはいいた3兆円の国民負担増という数字も、増税だけでなく社会保障制度改革を勘案するなど、97年の反省が生かされたようだ。

【財政状況】97年と現在で大きく違うのは日本の財政状況だろう。97年段階での国債残高は約250兆円。それが13年には約750兆円に達する。これに特殊法人への貸し付けの原資となる財投債などを加えると、13年6月末時点で国の借金は1000兆円を突破した。現在は経常収支の赤字が保たれているが、その水準は次第に低下してきており、17年前後には経常収支赤字国に転落するとの予測も政府内にはある。そうなれば「日本

の借金は国民の金融資産で帳消しになるから大丈夫」との楽観論も見直さねばなくなる。日本が財政・経常両収支で「双子の赤字」を抱えても、直ちに危機的状况を迎えることはないと考えられるものの、赤字の穴埋めを外国からのマネーに頼らざるを得なくなるため、より慎重な財政運営が求められることになる。

トリクルダウン理論は通用せず

「一国の指導者にとって経済の悪化は絶対に避けるべきもの」——この教訓は洋の東西を問わない。97年当時の橋本首相は消費増税や金融破綻をきっかけとする経済悪化から翌年の参院選で敗北し、退陣に追い込まれた。

湾岸戦争の勝利により92年の選挙で再選確実と言われたブッシュ大統領（父）が、全国的には無名だったクリントン・アーカンソー州知事に敗れたのも、経済が急速に落ち込んだためだった。この時クリントン陣営が合言葉に使った「It's the economy, stupid.」（経済こそが問題なんだぜ。そんなことも分らないのかよ）というスローガンはいつの時代でもどこの国でも通用する原則であろう。

デフレ脱却というテーマを掲げる安倍首相が最も気に掛けたのもそこだった。消費税率を引き上げて景気が腰折れし、デフレ脱却が遠のけば、自らの政治力にも影響を与えかねない。

そこで首相は内閣府試算の3兆円の国民負担に

対し、5兆円の経済対策を固めた。主な内容は設備投資減税や賃上げ企業への減税拡充、復興法人税の1年前倒し廃止——など。関係者によると、首相は法人税減税に強くこだわっているという。記者会見で「投資を促進し、賃金を上昇させ、雇用を拡大させる」「法人对个人という考え方は採らない」と説明したように、企業収益の改善が賃金のアップや個人の所得増加につながるという発想だ。

これは富が上から滴り落ちてくるという「トリクルダウン」の経済理論にのっとった考え方で、新自由主義を信奉する内外の政権が主張してきた。日本も2000年代の自民党政権が減価償却制度の拡充などを通じて税制上の法人優遇措置を繰り返したが結局、平均給与は反転しなかった。トリクルダウン理論が通用せず、経済が成長しても個人が貧しくなるという構図はあり得るのだ。

賃上げはデフレからの脱却を目指す「アベノミクス」にとっても最大の難所となる。デフレからの脱却には最終需要者である個人個人の賃金が伸び、それが物価上昇の要因になるという循環が必要だ。従って賃金アップは消費税対策としてだけでなく、アベノミクスの成功の鍵も握っている。

それだけに、政労使の三者会談をセットするなど政権は賃上げに躍起。経済界にも強い圧力を掛け、経団連からは従業員の報酬増額を来年の春闘で打ち出すとの答えを引き出した。経営側が春闘交渉前に報酬増を明言するのは異例。トリクルダ

ウンという新自由主義的な経済運営を重視する人々は市場を重視し政府の介入を嫌う。最終的な判断は個別企業に委ねられるが、法人減税を労働者への利益還元に結び付けるといふ最も重要な部分を政権による直接要請という「国家介入」でまとめるところは、いかにも日本的だ。

社会構造変化の視点が欠如

経済の動きや政策には、人々がすぐに知覚できるものと、なかなか理解しにくいものがある。戦後の経済史でいえば、オイルショックやニクソンショック、プラザ合意などは前者の典型だろう。短期的な景気の浮き沈みも含まれよう。

これに対し、経済や社会でじわじわと進む構造の変化は可視化が難しく、評価が定まるまでに時間がかかる。グリーンズパン元米連邦準備制度理事会（FRB）議長の名言とされる「バブルは、はじけたときに初めてバブルだと分かる」は、まさにそういう情勢変化を現在進行形として見抜くのが難しいことを表している。

経済政策を考える場合、短期的にどのような影響が生じるのか突っ込んで考えることは必要だ。しかし同時に、難しいにしても、なかなか知覚しにくい経済や社会の構造変化にも思いを及ぼしていくことは、それを総合的に勘案して政策を立案していくことは為政者の重要な責務だ。

今回、97年との比較は景気の動向に力点が置かれ、社会の構造変化という視点からの議論はあま

り無かった。では構造の変化とは何か。それは戦後の発展を支えてきた分厚い中間所得層が崩壊し「日本社会の貧困化」が進んでいるという実態だ。さまざまな統計データからも、この変化は裏付けられる。例えば、国税庁の民間給与実態統計調査によると、11年の年間平均給与は409万円。97年の467万円と比べ1割以上の減少だ。日本はデフレなので、モノやサービスの価格が下がり、それが給与にも反映されるのは避けられない。しかし、給与下落のスピードは、消費者物価指数(CPI)のそれを大きく上回っている。

雇用をめぐる環境も厳しさを増している。今年8月の失業率は4・1%。先進国の中でも優等生的な状況で、「職を求める人が街中にあふれる」という状況にはない。しかし、質は劣化している。パートや派遣といった非正規労働者の割合は増え続け、総務省によると12年は全体の38・2%で過去最高を更新した。95年には20・9%だったので、非正規雇用で働く人の割合は20年足らずで2倍近くに膨らんだ計算になる。

政府関係者は「定年後の再雇用などがこの数字を押し上げている側面もあり、非正規労働者を一くくりにして問題視する風潮はいかがなものか」と指摘する。また、産業界などには「働き方の多様性確保につながる」との議論もある。

しかし、定年後の再雇用は統計上まだ限定的だし、「多様性」というフレーズに目を奪われると正規社員になりたくてもなれない人々が多いとい

う現実が見えにくくなってしまおう。

地方公務員も厳しい環境に置かれている。全日本自治団体労働組合(自治労)が12年に実施した調査によれば、全国の自治体職員に占める「臨時・非常勤」など非正規の割合は33・1%。08年調査の27・6%よりも高くなっている。またこれらの職員の年間賃金は、時給型で191万円、日給型で192万といずれも200万円を切ることが分かった。

このような状況を反映して、日本の「相対的貧困率」はじわじわと上昇を続けている。国民の可処分所得額を高い順に並べ、その中央の値の半分(相対的貧困基準)以下の所得で暮らす人々の割合を示すのが相対的貧困率だ。

この数字は85年に12・0%だったが、その後上昇を続け、最新データである09年段階では16・0%に達した。しかも東京大学の沢真理教授によれば、「相対的貧困基準」自体が97年の149万円から09年には125万円(いずれも名目ベース)に下落している。つまり、日本の中間層が崩れ、相対的貧困基準が下がり、さらにそれ以下で暮らす人々が増えているわけだ。大沢教授は「今の日本は所得が低いところに人々がたまってきている状態」と憂慮する。生活保護の受給者も増え続けており、今年7月には216万人に達した。

所得格差も開く一方で、厚生労働省が発表した11年の「ジニ係数」(0から1の数値で格差を示し1に近いほど格差が大きい)は、0・5536

で過去最大となった。

中間層崩壊、外交にも影響

中間層が崩れて社会の貧困化が進んでいることは、経済という枠を超え、もっと大きな問題に結び付いているのではないかと最近考えている。

9月初め、韓国の中央日報社が主催するシンポジウムにパネリストとして参加してきた。その席で日韓のとげとげしい関係を鎮める方策を経済的な観点から考えようと、こういうことを述べた。

「日本ではいま排他的なナショナリズムが台頭している。また一部メディアではそれをあおるような言論も目立つ。われわれは常に冷静に議論をする必要がある。このような扇動に乗せられないようにするべきだ。その具体的な方策として、日本国民が座っている薪まきに水を掛けて湿らせる必要があると思う。そうしておけば、いくら薪を燃やそうとしても火は付かない。そして薪を湿らせる方法の一つとして、健全な中間層を復活させるということが考えられてもいいのではないか」

「薪に火が付かないように湿らせる」というのは、故三重野康・元日銀総裁がバブル経済に酔う日本社会をいさめるために使った「乾いた薪に座っているようなもの」との警句をお借りした。会場からの反応はいまひとつだったが、中間層の崩壊が日本の外交にまで影響しているのではないかということも言いたかったのだ。

経済失政により社会の貧困が進んだ時、その国

で何が起こるかは、これまでの歴史に格好の事例が数多く存在する。昭和初期、若者たちは貧困がまん延する現状を変えられない為政者の無策を嘆きテロやクーデターに走った。「自分たちの置かれている苦しい状況はユダヤ人のせいだ」というプロパガンダはドイツ大衆の心をつかんだ。

最近の日本でも、ヘイトスピーチに見られるゆがんだ排外主義や、生活保護世帯へのバッシングに象徴される弱者いじめなどの発生に関して、中間層の崩壊が関係しているという趣旨の報告を最近よく目にするようになった。「ネット右翼」と称される若者には非正規労働者が多い、自分を取り巻く閉塞状況は「誰か別の弱者が特権を得ているため」と思い込んでいる——など。

非正規雇用や貧困問題などに取り組む活動家でもあるジャーナリストの松元千枝さんは、「低賃金で働く日本の労働者の中には、東南アジアや中国などから働きに来ている人々に自分の仕事が取られる、と思っている人も少なくないようだ」と現場の実感を話す。

消費増税、弱者に重い負担

内閣府は来年4月以降、差し引き3兆円の国民負担が発生すると試算したが、国民負担はまだある。まず電力料金の値上げや円安に伴う値上げラッシュだ。これらは税金などの政策案件ではないが、国民の暮らしに大きな影響を与えるという意味では同じだろう。

社会的弱者には一層の負担がのしかかる。3兆円の負担増にカウントされているものの、年金の引き下げは高齢者には打撃だ。さらに生活保護の受給世帯で保護費の引き下げが今年8月から始まっている。下げ幅は4人家族で最大10%に達する。生活保護世帯の団体である「全国生活と健康を守る会連合会」の辻清二副会長は「ただでさえ暮らしていくのが難しいのに、保護費の引き下げや消費税のアップで、もう立ち行かないという声が強い」と話していた。

そもそも消費税には「逆進性」が存在する。所得の低い世帯の負担が大きいという現象である。生活保護世帯や高齢者という弱者はこの影響をもろに受けやすい。政府も低所得者対策として、住民税を支払っていない国民を対象に現金を給付する措置を実施することになっている。しかし1回限りであることや、額も1人1万円が基準となることなどから効果を疑問視する声が強い。

1万円を給付する対象者数は全国で2400万人に上る。財務省によると、うち1200万人程度は年金受給者、つまり高齢者など。残りが所得の低い世帯だと考えられる。住民税を払っていない人を対象にした給付措置は、消費税導入時の93年と5%に引き上げた97年にも実施している。この時の対象者はそれぞれ563万人と890万人。社会の高齢化が進んでいるとはいえず、低所得世帯が急速に増えていることがよく分かる数字だ。

そこに消費増税が実施される。大和総研の試算によると、子どもが2人いる年収500万円の世帯は子ども手当の縮減や厚生年金保険料の増額などを加味して、16年時点での可処分所得が11年との比較で年間31万円強、比率にして7・19%減る。また年収300万円の家庭を想定した場合は24万円、比率にして8・56%の負担増が発生する。

デフレの中で何とか日々の暮らしを維持している「中間層以下」の世帯は、このような負担に耐えられるのだろうか。もし耐えられなければ何が起こるのか。蓄積された国民の負のエネルギーが、歴史の前例に倣い、国の外や国内の「異分子」に向けて放出されることはないのだろうか。

「年越し派遣村」などを通じて非正規労働者の実態に社会的関心は集まったし、日本の貧困化が進んでいるという指摘は既に多くの学者やメディアでも問題提起された。しかし、97年との比較が数多く語られる中で、消費税が5%から8%に引き上げられるのはこのような状況下であり、同時に「薪を湿らせる」方策にはどのようなものがあるのかという議論は盛り上がりを欠いたままだった。

97年4月、大蔵省の最高幹部から「何か心配なことでもありませんか」と問われた時、まともな答えを返した記憶はない。それから16年。国民の6人に1人が住民税を支払えなくなってしまう状況の下で同じことを聞かれれば、自信を持ってこたえを返せるだろう。「いっぱいあります」と。

特定秘密保護法案

官僚による官僚のための情報支配

外交・防衛のおよそ全てが秘密
知る権利に影、いかに取材源守るか

堤 秀 司

(共同通信社論説委員長)



政府は臨時国会に「特定秘密保護法案」を提出した。米国と一層緊密な情報共有を進めていくには外交・安全保障政策の司令塔となる日本版「国家安全保障会議」(NSC) 創設とともに秘密保全体制の強化が欠かせないとしており、成立を急ぐ。法案によると、「防衛」「外交」「特定有害活動(スパイ活動や兵器の密輸など)の防止」「テロリズムの防止」の4分野で、行政機関の長が「国の安全保障に著しい支障を与える恐れがある」と判断した情報を「特定秘密」に指定。これを漏えいた公務員らに最高10年の懲役を科す。秘密の取得行為(メディアの取材や市民団体の調査が該当する)についても共謀や教唆、扇動にまで網を掛け、やはり最高10年の懲役。さらに国会議員も秘密会で提供された秘密を漏らすと処罰される。

確かに日本は米国から、高度な軍事技術情報の保全を繰り返し求められてきた。イージス艦の情報流出事件などもあり、先方が神経質になっているのは理解できる。しかし喫緊の課題はむしろ、情報が昔のように紙ではなく電子データで行き交う中、いつの間にか、ごっそり抜き取られたり、

インターネット上にさらされたりしないよう万全の情報管理システムを構築することではないか。重い処罰を振りかざして公務員を締め上げ、メディアに脅しをかけ、政治家にもにらみを利かせようという法案は、官僚による官僚のための「情報支配」を狙っているようにしか見えない。

成立したら、取材・報道の自由、ひいては国民の「知る権利」に深刻な影響が及ぶのは避けられないだろう。知る権利や報道の自由は十分に配慮する、基本的な人権を不当に侵害してはならないといった文言が盛り込まれた。さらに付帯決議などで公文書管理の見直しに触れることも考えられるが、どれも当てにはならない。いったん秘密保全システムが動きだせば、どんな歯止めも利かなくなり暴走してしまうのは歴史の教えるところだ。

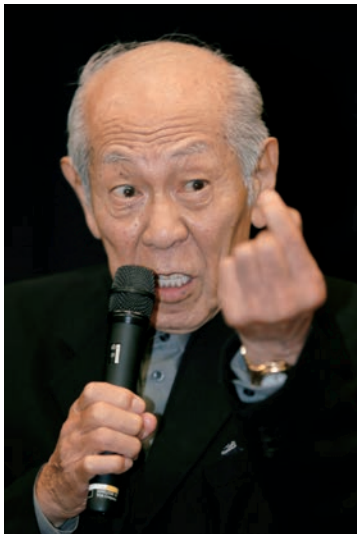
「特定秘密」とは何か

秘密保護法案の問題点を挙げれば切りがないが、何が特定秘密に指定されるのか、それからして曖昧だ。例えば、4分野の一つである外交。法案の「別表」に該当する事項が列挙され、最初に「外国の政府または国際機関との交渉、または協

力の方針または内容のうち、国民の生命および身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」が置かれている。原案は「方針または内容」まで。自民党との協議を経て「国民の生命および身体保護」以下が追加された。より具体的にしたいと言いたいのかもしれないが、「その他……」によって、外交に関する事柄なら含まれないものはないとも言えそうだ。

防衛の別表も「自衛隊の運用または、これに関する見積もり、もしくは計画、もしくは研究」に始まり、防衛省・自衛隊に関わる事項が網羅されている。2001年の自衛隊法改正で「防衛秘密」が新設され、「何でもかんでも秘密か」とやゆされた別表がそのまま横滑りした。特定有害活動やテロリズムの防止はもう少し該当事項が限定されるが、間口が広いことに変わりない。政府関係者は「環太平洋連携協定(TPP) 交渉や原発事故の情報は安全保障に関する事項ではなく、特定秘密にならない。テロの標的となり得る原発の警備計画は特定秘密になる」と説明する。だが、これも実際の運用でどうなるか分からない。

秘密の範囲は行政機関の長の胸一つで、いくらでも広がる。量産されることになる秘密はどうなるか。有効期限は一応、5年に設定されている。ただ、これは何回でも更新できるから、事実上の無期限とみていい。原案が修正され、30年を超えて延長するには内閣の承認が必要との規定が付け加えられたが、指定解除の可能性が高くなるという保証はどこにもない。多くは国民やメディアの目に触れないまま、ごっそり廃棄され、中身を検



「民主主義」を元日に集めて「民主主義」を空しく批判する。10月10日、参院議員会館（共同）

証することは未来永劫かなわなくなる恐れすらある。かつて民主党が党を挙げて取り組んだ情報公開法改正は打ち捨てられ、2年前に施行されたばかりの公文書管理法も十分に機能しているとは言い難い。そうした中、司法によるチェックまでが後退を余儀なくされようとしている。

実質秘の司法判断

元毎日新聞政治部記者の西山太吉氏が外務省の女性事務官を唆し、いわゆる沖縄密約に絡む極秘公電の写しを入手したとして国家公務員法違反で逮捕・起訴された「外務省機密漏えい事件」で、西山氏の有罪判決を確定させた1978年の最高裁決定は画期的な判断を示した。「国家公務員法という秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい、その判定は司法判断に服する」というものだ。役所のしかるべき責任者が「秘」や「極秘」のスタンプを押して秘密指定すると、そのまま国家公務員法の守秘義務規定という秘密になると、それまで考えられていた。この裁判で

検察側もそう主張したが、退けられた。

役所指定の秘密は「形式秘」と呼ばれる。しかし、それは必ずしも「本当の秘密」ではないと言われたに等しい。処罰によって保護するに値する実質を備えているか——「実質秘」かが問題で、そこは役所ではなく、裁判所が判断するということだ。知る権利に重きを置き、秘密の範囲が広がり過ぎないよう気を配った司法判断と言われる。

外務省機密漏えい事件の裁判では極秘公電の写しが証拠として公判に提出された。この種の裁判で、秘密そのものが公判に出た例は後にも先にも思い当たらない。外務省は、公判に出せば「国の重大な利益」を害するとして提出を拒んだが、一審東京地裁の裁判長から説得され最後には折れた。だからこそ、画期的な司法判断が出てきた。

役所は、これが目障りではない。極秘公電は実質秘と判断されたが、場合によっては、役所指定の秘密が裁判所から実質秘と認められないこともあり得る。メンツ丸つぶれくらいでは済まない。秘密保全のシステム全体が大きく揺らぐ。そうならないよう秘密指定に慎重になればよさそうなのだが、官僚はそんなことは考えない。

秘密保護法案を担当している内閣情報調査室は「公判は秘密保全の趣旨に反する」と述べ、漏えい事件には「外形立証」で対応するとしている。外形立証とは、秘密そのものを公判に提出する代わりに、定められた秘密指定の基準をきちんと運用し適正な指定を行っていることを立証して実質秘であることを裁判所に推認してもらうというやり方だ。これなら、秘密の中身

を裁判所に精査されることはないし、国民やメディアの目にさらすこともない。司法の場でのチェックを最小限にできる。しかし、裁判の公開を規定した憲法82条の趣旨を損なうことにはなる。さらに事件にもよるが、被告・弁護側が実質秘かどうか真正面から問おうとしても、外形立証が壁になり防御権を制約される恐れがあることも忘れてはならない。

裁判所が証拠提出を迫ることも考えられるが、懸念は残る。08年3月、南シナ海で起きた中国潜水艦の事故情報を読売新聞記者に漏らしたとして、自衛官が自衛隊法違反（防衛機密漏えい）容疑で陸上自衛隊警務隊から東京地検に書類送検された。防衛省は、検察が刑事処分を決める前に懲戒免職処分を発表。最終的に自衛官は起訴猶予になった。この防衛機密が実質秘か裁判所の判断を仰ぐことなく、事は全て形式秘で処理された。実質秘の司法判断を否定したと言ってもいい。

「面倒くさいことになりそうなら、裁判所の出番をなくせばいい」ということにもなりかねない。ちなみに法案には、弁護側などから証拠開示の請求あり、裁判所が可否を決定するため証拠を見せるよう命じた時は特別秘密を提供できる——との規定がある。この場合、裁判官は当事者を立ち会わせずに「インカメラ審理」（カメラは裁判官の私室）と呼ばれる非公開審理を行う。実質秘か否かは判断しない。ただし、それなら提供もあり得ると建前を述べているにすぎず、実際に提供されることは、まずないと思っただ方がいい。秘密が見えにくくなればなるほど、メディアの

果たす役割は重要になってくるが、取材をめぐる環境は格段に厳しさを増していく。いかに取材源を守るか。いま一度、見返しておく必要がある。

徹底的に身辺調査

特定秘密を取り扱う公務員には「適性評価」が実施される。スパイ活動や核兵器密輸などの特定有害活動、テロリズムとの関係をはじめ、犯罪や懲戒処分を経歴、薬物の影響や精神疾患の通院歴から飲酒の程度、経済的状况に至るまで徹底的に調べ上げられ、事実婚の相手も含めた家族関係もチェックされる。防衛産業など民間の契約業者も対象になり、内閣情報調査室は公明党のプロジェクトチーム会合で、適性評価の対象者が都道府県警察職員を除き約6万4千人に上る見通しを明らかにした。漏えいに対する罰則は、故意の場合は最高10年の懲役、過失でも最高2年の禁錮。国家公務員法や地方公務員法にある守秘義務違反の最高1年の懲役、あるいは自衛隊法の防衛秘密漏えいの最高5年の懲役に比べて、はるかに重い。

一つ気になるのは、評価事項の中にあるテロリズムの注釈に「政治上、その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要し、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、または重要な施設、その他の物を破壊するための活動をいう」とある点だ。ここでは三つの活動が「または」でつなげられており、一つ一つがテロリズムに当たると読むのが普通という。すると、殺傷や破壊はともかくとして、国家や他人に主義主張を強要する——例えば、官邸近くのデモ

で「秘密保護法は要らない」と連呼することまでテロリズムとみなされるのかとの疑問が残る。

それも含め、取材源にもたらされる萎縮効果は計り知れない。国会議員も例外ではない。秘密会で知った特定秘密を漏らすと、最高5年の懲役が科される。専門家に意見を求めたり、秘書に調査を指示したりはもろんできない。政府が公開しないと決定した中国漁船衝突の映像が、衆参両院の予算委員会のメンバーに限って開示されたことがあった。その後で記者団に囲まれ、絵を描いて衝突の様様を事細かに説明してみせた議員もいたが、そんな光景も見られなくなるだろう。

取材する側も、さまざまな場面で二の足を踏むことになりそうだ。人を欺く行為、暴行、脅迫、窃取、施設への侵入、不正アクセスなどによって特定秘密を手に入れた場合は最高10年の懲役。そんなことをするわけがないと片付けてしまうわけにはいかない。人を欺く行為について言えば、取材源が自らを守るために「欺かれた」と供述したら、どうなるだろうか。しかも具体的に不当な取材方法・手段を列挙した条文の最後に「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」という漠然とした文言まである。漏えい・取得の共謀、教唆、扇動も最高5年の懲役に処される。この教唆は「独立教唆」と呼ばれているもので、漏えいが実行されなくても罪として成立する。

政府関係者は「外務省機密漏えい事件の最高裁決定の趣旨が適用され、報道の自由が損なわれることはない」と請け合う。実質秘の司法判断で知られる最高裁決定は取材・報道の自由をめぐる

「公務員に執拗な説得や要請をしても、それが社会観念上は認められるなら違法性はなく正当な業務行為」と述べた。ただ贈賄や脅迫、強要はもちろん、刑罰法令に触れなくても社会観念上は認められない行為は違法性を帯びるとした。この趣旨が適用され正当な取材行為なら罪に問われない、ご心配なくというわけだ。取材について、著しく不当でない限り正当な業務行為との条文は法案にもある。

だが、どこまでが正当な取材行為で、どこからが処罰対象の「唆し」かの線引きは難しい。取材相手の受け止め方によるし、個人的な事情によって線引きが変わる可能性も否定できない。

仮に特定秘密漏えい事件でメディアが自宅搜索されたら、どうなるか。記者のパソコンには、あらゆる取材情報が保存されている。スマートフォンも押収され、情報は全てコピーされる。事件の取材源を特定されるだけでなく、他の取材先も把握される最悪の事態を想定し、対策を怠ってはならない。官僚たちが営々と築き上げてきた秘密保全体制に対抗するには、相応の覚悟が必要だ。

官僚主導の秘密保全強化

自民党は85年に議員立法で防衛・外交に関わる国家秘密のスパイ行為を取り締まる国家秘密法案（最高刑は死刑）を国会に提出したが、野党やメディアの猛烈な反対に遭い、廃案に追い込まれた。この法案から防衛の分野を切り取る形で01年、自衛隊法改正によって防衛秘密が新設され、これが特定秘密の「ひな型」になった。さらに08

年2月には安倍内閣から福田内閣に引き継がれた「情報機能強化検討会議」が、内閣情報調査室に高度の分析能力を持つ内閣情報分析官を置くほか、セキュリティクリアランス（秘密取扱者審査）制度を設けるなどの情報保全強化方針を提言。併せて、国家公務員法の守秘義務違反の罰則は抑止力が不十分と指摘した。適性評価制度も罰則強化も、この提言の延長線上にある。

その後、「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が発足。09年4月に「情報保全の在り方に関する有識者会議」ができたが、8月の衆院選で政権交代があり、報告書は採択されなかった。

政権を手にした民主党は「情報公開」を掲げた。積極的に外交文書を公開し、情報公開法改正に取り組んだ。10年8月に行政透明化チームがまとめた情報公開制度見直し案には、情報公開法に国民の「知る権利」を明記することをはじめ、行政機関が非公開とした文書を首相の指示で公開できる新制度の導入や開示・不開示決定までの期間短縮などが盛り込まれた。中でも、情報公開訴訟で裁判官が非公開文書を精査し公開の是非を判断するインカメラ審理の導入は画期的といわれた。だが、その年の10月に中国漁船衝突の映像流出事件が起きると、民主党政権は秘密保全強化にカジを切り、翌年1月に「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」の初会合が開かれた。その間も情報公開法改正の作業は進められ11年4月、改正案が閣議決定され国会に提出された。ところが、その時点で制度見直しはもの見事に骨抜きにされていた。例えば、インカメラ審理。

行政透明化チームの取りまとめにはなかった「被告（外務省や防衛省など）の同意」を得て行うこととなり、しかも「国の防衛もしくは外交上の利益、または公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合、その他の国の重大な利益を害する場合」は同意を拒めるとの条文が追加された。有識者会議では防衛、外交、公共の安全秩序に関わる重要な情報を「特別秘密」に指定する制度の検討が進められていたから、それを先取りする形で官僚が情報公開法改正案にねじ込んだのだろう。非公開文書をめぐる首相の指示も「勧告」になっていた。

改正案は一度も審議されないまま12年11月の衆院解散で廃案になった。翌月の衆院選で自民党が政権に返り咲くと、あつという間に秘密保護法案がまとまった。こうして見てくると、秘密保全強化のもくろみは一連の会議の裏方だった官僚の主導で切れ目なく進められてきたことが分かる。

臨時国会では情報公開法改正も審議される。民案があり、それをたたき台にするにしても、官僚の「仕掛け」を取り除き、一から仕立て直す必要がある。また政府は秘密保護法案をめぐり、秘密文書に公文書の保存ルールを定めた公文書管理法の規定を適用する方針を示した。ただ省庁が抱える膨大な量の公文書の4割程度は保存期間満了後に国立公文書館に移管するか廃棄するかなど具体的な措置が決まっておらず、紛失や誤廃棄が相次いでいる。これを放置したままでは、沖縄密約の情報公開訴訟で国側が「文書は存在しない」と言い続け、果ては裁判所から「（密約はないとの

政府の）説明が事実と反していたことが露呈するのを防ぐため廃棄した可能性を否定できない」と指摘されたのと同じことが繰り返されるだけだ。

脅かされる表現の自由

報道は民主主義社会で国民に重要な判断資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するもので、報道の自由は表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあり、報道のための取材の自由も憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する——博多駅テレビフィルム提出命令事件の最高裁大法廷決定（69年）はそう述べている。戦前から戦中にかけて、軍機保護法などによって国民の目や耳がふさがれ、言動も厳しく取り締まられたことへの反省を踏まえ、表現の自由は憲法で無条件に——「公益に反しない限り」などの条件なしに保障されたといわれている。その理念は大法廷決定などに引き継がれ、戦後の社会に定着した。

だが政府は秘密保全強化に突っ走る。憲法の理念を覆し、戦前回帰を図っているようにさえ見える。昨年公表された自民党憲法改正草案で、表現の自由に「公益および公の秩序」を害しないとの条件を付けたことから、それはうかがえる。

秘密は一切許さないというのではない。外交の場で交渉相手の事情に配慮し一時的に秘密にしておくことはあるだろう。ただ一定期間が過ぎたら公開・検証され、国は説明責任を果たさなければならぬ。役所が都合の悪い情報をこっそり秘密に指定したり、こっそり廃棄したりできる国が、最近よく耳にする「普通の国」なのだろうか？



米上院外交委員会の次期大使指名公聴会で「日本こそ私の奉仕先」と証言するキャロライン・ケネディ氏（9月19日 共同）

ケネディ大使と広島
オバマ米大統領から初の女性駐日大使に指名され、近く赴任するキャロライン・ケネディさん（55）が9月20日、上院外交委員会の指名承認公聴会で、日米間の諸懸案について所信を表明した。この中で特に目を引いたのは、戦後のアメリカでは最もデリケートな問題の一つになっている日本への原爆投下問題に触れた点だった。新大使は1978年、20歳の時に叔父で民主党の重鎮だったエドワード・ケネディ上院議員（2009年に死去）と共に初来日し、被爆地の広島を訪れた

日米間に巨大な歴史認識の溝

オバマの広島訪問テコに埋めよ

仲 晃

（共同通信社社友）



時の印象を回顧し、「原爆投下という事実には、私は深く心を動かされた記憶がある」と語った。

先の大戦の最終盤でアメリカが広島、長崎に史上初の原爆を投下した事実に対するアメリカ政府の態度が近年、微妙に変化しつつあるのが感じられる。今年8月、広島での原爆忌にジョン・ルー・ス前大使が歴代の米大使として初めて参列したのは、その一例である。

アメリカ政府の姿勢の変化の中で、これに劣らず注目されるものがある。原爆の投下を命令した当時の大統領、トルーマン以降の歴代大統領が着任の際、例外なしに「自分も当時のトルーマン大統領の決定を支持する」と、公式な場で表明してきた。それが最近の大統領は数代続けて任期中、この問題で沈黙を守ってきたのが、それだ。この背景にはオバマ大統領が、今では有名になったプラハ演説で「核のない世界」の構築を目指すアメリカの努力を表明して、09年にノーベル平和賞を受賞したことが見え隠れする。最近の国際世論の動向を踏まえ、アメリカ政府の最高指導者が史上初の原爆投下の事実を、これからも積極的

に支持し続けるのが次第に困難になってきたことだけは間違いない。オバマ大統領は17年1月に終わる第2期政権の任期中にアジア最大の同盟国日本を訪問したいとの希望を持っており、実現すればその際、広島が長崎、できれば双方の都市を訪れて、史上初の原爆の死者の冥福を祈るものとみられている。

原爆投下に対し日本国民は、当然ながら戦後一貫して百パーセント遺憾の意を表明してきた。従って、この問題をめぐる日米両国民のこれまでの姿勢は、いわゆる歴史認識問題での典型的なギャップだった。最近のアメリカの幾つかの出来事は、こうしたギャップが、ゆっくりとながら縮小していると言えるかもしれない。

そんな中、歴史認識をめぐって、日本と韓国、中国の間でこのところ続けられている論争を緩和するため、アメリカ政府が最近、側面から支援の手を差し伸べているのも注目される。日米外務防衛担当閣僚会議（2プラス2）出席のため来日したアメリカのケリー国務、ヘーゲル国防の両長官が10月3日、靖国神社ではなく、無名戦士の墓である東京の千鳥ヶ淵墓苑を訪れて献花し、黙とうをささげたのがそれだ。これは10月15日の靖国神社の秋の大祭に安倍晋三首相らが靖国神社に参拝し、中国や韓国の批判を巻き起こすことのないよう、間接的な形でけん制したとみられている。原爆投下問題と並んで、日米両国民の間に横たわるもう一つの歴史認識問題は、72年前の日本軍



千鳥ヶ淵戦没者墓苑でそろって献花するケリー米務長官（右）とヘーゲル国防長官＝10月3日（共同）

による真珠湾への軍事攻撃である。注目すべきは、太平洋戦争の最初と最後に起きた真珠湾攻撃と原爆投下という二つの出来事が、アメリカ国民の心理の中では、今なお固く結び付いているのに対し、大半の日本国民の心理の中では、別々の出来事として認識されていることである。その結果、この二つの出来事が日米両国民の間に、途方もなく大きな歴史認識のギャップをつくり出す結果を生んでいる。

真珠湾とアメリカの怨念

戦争中、2回にわたって行われた日本への原爆投下をめぐって、アメリカの政府と国民がこれまで現実を是認する硬直な姿勢を取り続けてきた背景には、41年12月8日（アメリカ時間7日）に、日本が行ったハワイの真珠湾基地への軍事攻撃に対するアメリカ国民の激しい怒り——怨念というに近い——があったことに、今に至るまで意外なほど日本国民は気付いていない。

日本では真珠湾攻撃は、戦史に残る大勝利とみなされてきた。この軍事作戦は、「見事な奇襲攻撃」と形容され、作戦立案、指揮した連合艦隊司令長官山本五十六海軍元帥の天才的戦略として称賛される。戦国時代に桶狭間で今川義元の本陣を奇襲し、大勝利を収めた織田信長に比較されることも多い。

だがアメリカでは、この攻撃は「奇襲作戦」とは全く受け取られていない。「奇襲」という表現が使われるのは、既に始まっている双方の軍事作戦（戦争）の中に限られる。真珠湾攻撃は、平和な日曜日の朝に突然強行され、3千人以上のもの市民を死傷させた一方的な暴力行為であり、どのような国際法にも違反すると、アメリカは当時も今も考えている。

真珠湾攻撃の報告を受けた当時のルーズベルト大統領は、緊急招集された米議会で演説し、12月

7日（アメリカ時間）を「汚辱の日」（A Day of Infamy）と呼んだ。日本が非道にも攻撃を仕掛けてきた「破廉恥な日」というほどの意味である。この日以後終戦まで、真珠湾攻撃を「卑劣なだまし討ち」と非難するシュプレヒコールが全米にこだました。

そんなムードの中で大統領は、この戦争では日本から「無条件降伏」を取り付けるまでアメリカは戦争をやめないことを国民に公約する。45（昭和20）年初頭になって、戦局がアメリカに圧倒的に優位になり、日本政府の上層部で、「天皇制の維持と存続」だけを条件に連合国側と講和（実は降伏）しようとする動きが出始めたのを大統領は日本の外交電報の傍受で探知しながら、「無条件降伏」の枠を一切崩そうとはしなかった。

ルーズベルト大統領は45年4月に脳卒中で急死し、トルーマン副大統領が後任に昇格したが、新大統領は尊敬する前任者の路線をそのまま継続した。広島、長崎への原爆投下は、いつまでたっても戦争をやめない日本に対し、「無条件降伏」を達成する手段とみなされたのである。

日本の真珠湾攻撃と違い、アメリカによる原爆投下は戦時中の純粋な軍事行動であり、一切の国際法に違反しない、というのがアメリカの主張になっている。戦後だいたいだから「残虐兵器禁止条約」が成立したが、ここでも核兵器は禁止の対象になっていない。

日本側は戦後、真珠湾攻撃は本来不意打ちのつ



ハワイ・オアフ島の真珠湾で日本海軍機の奇襲攻撃を受ける米海軍主力艦隊=1941年12月7日（日本時間8日、共同）

もりではなかった、と弁明する。開戦直前まで日米両国は対立打開のため、ワシントンで外交交渉を続けたが、話し合いは完全に行き詰まった。これを見た日本政府は41年12月7日（アメリカ時間）、これで交渉を打ち切ると表明した外交書簡をアメリカ政府に手渡すことにした。ところが皮肉なことに、ワシントンの日本大使館が英文書簡の作成にひどく手間取り、米側への手交が真珠湾攻撃より50分も遅れてしまった、というのである。

しかし、外交交渉の打ち切り通告自体がそもそも、戦争開始の意思表示とは全く別であることは、国際社会の常識である。日本がこの時に手渡した外交文書には、どこにも「宣戦布告」の文字は見当たらない。

かくして真珠湾攻撃は一時的な軍事的成功をもたらしただけのもの、歴史に残る高価な外交的エラーとなった。

人種戦争としての太平洋戦争

アメリカを筆頭とする当時の民主主義諸国連合と、枢軸国グループの一員として、アジア大陸で勢力拡張政策を進める日本との間で行われた太平洋戦争は、当時のアメリカ国民の間では「正しい戦争」、あるいは「史上最良の戦争」と受け止められた。この戦争を戦地と銃後で戦い、勝利を勝ち取った人たちが、戦後のアメリカで「史上最良の世代」と、称賛の目で見られたことはよく知られている。

だが、約70年の歳月を経過した今日、この「正しい戦争」が皮めくれば、前例のないほど激しい「人種戦争」だった事実が、くつきりと浮かび上がってくる。戦後生まれが大半の現在のアメリカ国民の多くは、こうした歴史史料に目と耳を疑うだろうが、アメリカ人の歴史認識を検証する上で、この問題は避けて通れない。

ハワイ生まれの日系三世で、カリフォルニア州立大学のバークリー校でアジア系アメリカ人の歴史

史を教えているロナルド・タカキ教授は、『アメリカはなぜ日本に原爆を投下したのか』という著書（95年、邦訳は草思社）の中で、現在では到底信じることのできないような、日本に対する激しい人種的偏見や侮蔑、憎しみなどの感情が第2次大戦中のアメリカで支配的だったことを詳細に跡付けている。歴史家で、日本問題の権威としても知られ、『人種偏見』などの著書があるジョン・ダワー博士もまた、太平洋戦争が「情け容赦のない戦争」になったとし、日本側もアメリカ側も、敵をもつばら「人種」という観点から捉えるようになったと指摘している。

タカキ教授がとりわけ注目するのは、第2次大戦を通じて、同じ敵でもドイツ人の場合には、こうした人種的侮蔑は一切見られなかったことである。ヨーロッパ戦線でアメリカの敵はヒトラーと、これに率いられるナチス党であり、ドイツ人一般ではなかった。

評論家ジェームズ・コバートの表現を借りると、「日本とアメリカの戦争は、人種戦争になった。白人対黄色人種の戦いであり、黄色人種は劣等人種だった」のである。

太平洋戦線でアメリカ兵が、日本との戦闘に勝った後、身の毛もよだつような残虐行為にふけっていたことを示す数多くの記録がある。戦争中に刊行され、タカキ教授が著書で引用しているリチャード・トレガスキー著の『ガダルカナル日記』によると、アメリカ兵の多くは戦死した日本兵の



原爆投下による惨状を示す広島市内。辺り一面を覆うがれきと廃墟と化したビルが残るだけ＝1945年9月（共同）

頭皮、頭蓋骨、耳などを集めていた。金歯を戦利品として集めるのに熱中していた海兵隊員もいたという。このうち、死者の頭皮を集めるのはインディアンとの残酷な人種戦争の名残だった。米歴史家のアラン・ネビンズが、終戦直後に発表したエッセーで、「アメリカの歴史の中で、日本人ほど憎しみの対象になった敵は、恐らくいなかっただろう」という1行が、太平洋戦争の暗い側面を雄弁に物語っている。

真珠湾攻撃と原爆投下という二つの問題に対す

る日本とアメリカ双方の国民の歴史認識は、あれから70年近い時間が流れた現在、いくらかの融合点らしきものも生まれつつある半面、巨大なねじれも依然として続いている。

真珠湾と原爆投下のはざままで

アメリカ側から見ると、真珠湾攻撃当時の日本への怒りや憎しみ、怨念は、日米が緊密な友好・同盟国になった現在、ほぼ完全に解消した。

「真珠湾」という言葉は、現在では「9・11テロ事件」のように、外敵からの恐るべき不意打ちといった意味に受け取られ、日本との関連は事実上消滅している。

原爆投下問題をめぐる日米の歴史認識についてはどうか。この問題に対するアメリカ側の歴史認識については、既に見てきたように、最近の指導層を中心に一部国民の間にも、ごく静かな形ながら微妙な変化が進行中と受け取れる。

戦争直後のアメリカで原爆投下の事実は、これに先立つ日本軍の真珠湾への抜き打ち攻撃への怒りと怨念の中で捉えられ、原爆はこの戦争を終わらせるのに不可避な軍事行動と、長い間受け止められてきた。だが、終戦直後に日本に入ったジョン・ハーシー記者の雄弁なルポ『ヒロシマ』などによって、この原爆投下が広島、長崎の両市民にもたらした絶大な肉体的、精神的苦痛を知るにつれて、「あるいは、行き過ぎだったのかも」という自己批判の気持ちアメリカ国民の意識のどこ

かに根を下ろし始めた感がある。

太平洋戦争が予想以上に長引き、日本の軍事的抵抗が極めて頑強で、アメリカの若者たちの犠牲が天井知らずに増える中で、戦争を早期に終わらせることがアメリカばかりでなく、日本国民の利益にもつながるとの考慮から、思い切った原爆を投下したのであり、やむを得ない軍事行動だった——と回り道の説明をする人たちも出てきた。

真珠湾と広島。日米で鋭く分かれる歴史認識で歩み寄りを求めるとすれば、日本が真珠湾、アメリカが原爆投下でこれまでのかたくなな史観を捨て、友好・同盟国という土壌の上に、さらに共通の人類愛という立場から一歩、二歩、相手側の視点を尊重する必要があるのではないだろうか。

オバマ大統領が来日した場合、広島、長崎の両市、あるいは一方の都市を訪れ、原爆の死者に哀悼の意を表明するのは事実と思われる。日本側もこれに見合う形で、時の首相が真珠湾を訪れ、今も沈没したままの戦艦アリゾナの乗組員に花束を投げる——。このような光景が実現すれば、日米の友好親善をさらに大きく前進させることは確実である。

こうした両国指導者の勇氣ある行動、これを見詰める日米両国民の温かいまなざしによって、真珠湾攻撃と原爆投下という20世紀の2大悲劇に対する日米両国民の歴史認識の巨大なねじれがゆっくりと解消していく可能性が、前途にほの見えてくると思うのである。

日記で読む昭和史 ②9

それぞれの敗戦の記録

1945（昭和20）年8月15日。正午からの敗戦を告げる「玉音放送」に、ほとんどの人が涙した。芦田均（戦後首相）は「危うく泣出さむとして声を飲んだ」。ラジオを聞いた後、朝日新聞に立ち寄る。そこで「宮城前には多くの群集が押し寄せて男女老若が声を放つて泣いたといふ」といった話を聞き「今日こそ全国的に涙の日であった」（『芦田均日記』）と書いた。

涙とは無縁に敗戦をクールに受け止めた人も多い。東洋経済新報社の社長・主筆の石橋湛山（戦後首相）。この日を秋田県横手町（現横手市）で迎えた。空襲により会社や印刷工場がいつ焼失するか分からない状況のため、ここに支局を設け、編集や印刷や発行の拠点としていた。湛山は東京本社と行き来しながら社説やコラムを書き続けた。8月18日の『湛山日記』――

「考えてみるに、予は或る意味に於いて、日本の真の発展の為に、米英等と共に日本内部の逆悪と戦つてゐたのであった。今回の敗戦が何等予に悲しみをもたらさざる所以である」。湛山は対外侵略を含む膨張政策を批判、「小日本主義」を掲げ、日本は政治・経済両面で自由主義、民主主義、個人主義を基調とする「通商国家」を目指す

べきだという論陣を張ってきた。だが、日本は湛山の言説とは真逆の道をたどり、その結果の敗戦である。「悲しみ」を感じないのも当然という思いだったのだろうか。

永井荷風の『断腸亭日乗』――「日暮染物屋の婆、鶏肉葡萄酒を持来る。休戦の祝宴を張り皆々酔うて寝に就きぬ」。マルクス主義経済学者から実践活動に入り、治安維持法違反で約4年間投獄の経歴のある河上肇は「昂奮せしためにや、発熱八度六分」に。そして「あなうれしにもかくにも生きのびて戦いやめるけふの日にあふ」（『晩年の日記』）と書いた。ベルレーヌの詩の名訳「巷に雨の降るごとく」で知られる詩人の堀口大学は「いくさ人おほまつりごとわたくしし国を亡ぼす憎むべきかな」と、的を射た激しい軍部批判の歌を詠んだ。堀口も出版弾圧を受けた1人である。

日本SF小説の父・海野十三は一家6人自殺を決意し遺書も書く。「聖戦」と固く信じ勝利を確信していた。それが崩れて精神的に挫折する。遺書の中で海野は「魂魄此土ニ止リテ七生報国ヲ誓フモノナリ」と記した。純粹といえれば純粹だが、医者からもらうはずの青酸カリの入手ができず、作家仲間と説得されて思いとどまる。一連のことを詳述した『降伏日記』8月26日――「海野十三は死んだ。断じて筆を執るまい。口を開くまい。辱かしいことである。申訳なきことである」戦争賛美の歌を作り続けた斎藤茂吉は「吾等臣民ハ七生報国トシテノコノ怨ミ、コノ辱シメラ挽

回セムコトヲ誓イタテマツタノデアッタ」（『斎藤茂吉日記』）。皇族の梨本宮伊都子はもつと激烈。「一度でよいから米本土にこのくるしみをあじわせてからにしてやり度かった。今後は神の御力であらんかぎり米英の人々を苦しめなければ、うらみははれぬ。どうしてもこのうらみをはらさねばならぬ」（『梨本宮伊都子妃の日記』）。

江戸学の大家・三田村鳶魚は「我も人も狐のはなれたる如し」と記した（『三田村鳶魚日記』8月16日）。「狐」とは、戦争と戦争に駆り立てた神懸かり的なイデオロギーのこと。内田百閒は8月21日の日記『東京焼盡』に「ここ数日の新聞を讀んで今迄の様な抵抗感を覚えなくなった」と書く。がちがちの統制下の新聞に相当な嫌悪感を抱いていたことがうかがえる。報道の自由が回復しつつある。国民は虚脱状態で、食糧難も深刻の度を増してはいたが、空襲の恐怖から解放された。自由の流れが巻き起こってきた。リベンジ論などは当然消えていった。敗戦の翌日、首相となった東久邇稔彦『一皇族の戦争日記』8月15日――

「今までの過失を今後の戒めとして心機一転、道義と文化の高き民主主義国家としての新生日本の建設に発足し、すみやかに戦争の被害を回復しよう、戦争はもうこりこりだ」「今後は軍備の全廃、戦争の絶滅、世界平和、人類の幸福に貢献しようとする人類最高の使徒の先駆者となって努力しようではないか」

（国分 俊英 共同通信社社友）

海・外・情・報

独海賊党の低落、ネットと政治の行方は
英政治家が不当な新聞報道に反論

9月22日、ドイツで下院選挙が行われ、インターネットの自由と著作権法改革などを訴えた「海賊党」は得票率2・2%にとどまった。一時は第3党に匹敵するほどの支持率を得た同党だが、議席獲得に必要な5%を取得できずに終わった。

世界各国の海賊党の発端はスウェーデンだ。2003年、情報、文化、知的所有物を無料で共有することを掲げた団体「海賊局」が結成された。これは01年にできたスウェーデンの映画やコンピュータゲームの制作者らによるロビー団体「反著作権違反局」に対抗した動きだった。

スウェーデン海賊党の立ち上げは06年で、世界中に続々と同様の政党が結成されていった。中でも大きな成功を収めたとされるのが、地方議会で45議席を取得したドイツ海賊党だ。直接民主制、プライバシー保護、情報公開、著作権法改革を掲げ、ネットに親しむ20代から30代の若者層を中心に支持を広げた。党員は約3万人だ。

しかし昨年来、党幹部らの失言が続出。ネットにアクセスしない人から、政策が分かりにくいという批判も出た。今年6月、元米中央情報局（CIA）職員による米英の諜報機関による大規模な

個人情報収集事件が発覚した際には、抗議運動を行うだけで具体的な提案を出せず、失望感を生んだ。今回の下院選挙での不振は、インターネット時代の政治運動の一つとなった海賊党ブームが終わったのか、それとも一時停止中なのか、議論が分かれるところだ。

英国では政治家を含む権力者側とメディア側との間で常に綱引き状態が発生しているが、政治家の方がやや強く綱を引くことに成功した事態が起った。

9月27日、保守系大衆紙デーリー・メールは、エド・ミリバンド野党労働党党首の父でマルクス主義の研究者ラルフが「英国を嫌っていた」とする見出しを付けた記事を掲載した。記者は父の思想が息子のエドやその兄デービッド（元外相）に影響を与えた可能性を指摘した。見出しの後には「赤いエドが（英国に）社会主義をもたらそうとする決意は、マルクス主義の父へのオマージュ（賛辞）だった」と書いた。ウェブサイト上の記事にはラルフの墓の写真が掲載されていた。

記事掲載の数日前、労働党の党大会でミリバンド党首は光熱費の据え置き案を目玉としたスピーチを行った。その案が妥当かどうかメディア上で議論が白熱していた時に、父ラルフの記事が出た。メール紙は労組の支持を基盤に党首に就任したエドを英国を社会主義あるいは共産主義に向かわせる「危険な人物」として描こうとしていた。

ミリバンドはメール紙の10月1日付に反論記事

を出した。ポーランド系ユダヤ移民の両親の下に生まれ、ブリュッセルから英国に移住した父がナチス・ドイツを倒すために英軍の一員として戦い、英国を愛していた、と書いた。メール紙側は、同日付で「読者には知る権利がある」とする記事を載せた。ミリバンドはメール紙に謝罪を求めたが、同紙は父の墓の写真は「判断を間違えた」としてサイトから削除したものの、記事の内容については謝罪しない姿勢を見せた。

しかし、メール紙の日曜版に当たる「メール・オン・サンデー」紙の記者がミリバンド氏の親戚の内輪の葬式に出没し、先の問題の記事のコメントを取ろうとしていたことが発覚し、「過剰取材」という世論が形成された。複数の政治家がミリバンド氏を応援するコメントを出し、日曜紙の編集長と平日紙および日曜紙の発行会社所有者は葬式取材について謝罪した。しかし、平日紙の編集長は7日の時点で一切謝罪をしていない。

ミリバンドの行動を報道機関に対する政治的な威嚇として判断するべきではないだろう。普段はライバルとなる他の政治家や世論を味方に付けたことで、一部ながら謝罪を引き出したのである。

懸念の種は英新聞界の規制の行方だ。大衆紙による大規模な電話盗聴事件を反省して現在、新たな自主規制・監督機関の設置への話し合いが続いている。今回の事件で、新聞業界を過度に締め付ける監督組織ができるかがカギとなる。

（小林 恭子^{ぎんこ} 在英ジャーナリスト）

「広場虐殺」の有無を論じる意味

国際復帰、市場経済転換で大変化 天安門事件報道を検証する(下)

高井 潔きよ 司し

(桜美林大学教授、元読売新聞北京支局長)



ノーベル平和賞受賞者、劉曉波氏りゅうぎょうは(57)の証言などを通して前回、天安門広場では言われるような人民解放軍による学生らの「虐殺」がなかった点について検証した。読者からは「にわかには信じ難い」という声と同時に、「広場で虐殺はなくても、北京市内全体では虐殺があったのではないか」「広場に限定して論じることは、中国政府の弁護に通じる」というお叱りも頂いた。

全体として軍を動員し、民主化を圧殺する武力弾圧があったことは私自身、議論の前提として上編で述べた。劉曉波氏の名譽のためにも断っておくが、彼は広場の最終局面で学生・市民が平和的に撤退したと証言したが、その一方で広場以外の武力鎮圧を「虐殺」という表現を使って中国当局を糾弾している。にもかかわらず彼は広場での虐殺を証言した学生リーダーを厳しく批判してやまない。そこがポイントである。

今回は広場で虐殺のなかったことを論じることの意味を明らかにしたい。議論が込み入るので、簡単に結論から先に明らかにしておきたい。一つ目は、学生リーダーの「虐殺証言」はこの段階の民主化運動が理性に欠け、その未熟さと弱さをさ

らけ出していることである。虐殺証言の検証は民主化運動の課題をあぶり出すことにもなる。

二つ目は、もし学生リーダーたちが証言したように広場で虐殺があったとしたら、事件後にソ連・東欧圏が崩壊する中で、中国が一党独裁体制を堅持したまま果たして国際社会に復帰できたのだろうかという問題に関わる。最終局面の決定的な衝突を回避できたからこそ、国際復帰が可能だったのではないか。

三つ目は、中国は国際社会に復帰したが故に本格的な市場経済へ転換し、政治、社会にも大きな変化をもたらした。一方で一党独裁の圧制は強化されているが、その一方で民間の成長もあり、体制転換への戦略、シナリオにも変化が出ていると劉曉波氏らは指摘する。その意味で虐殺問題を検証し、事件を再評価することがますます重要になっている。

体制、反体制に共通する毛沢東文化

劉曉波氏は広場虐殺を否定した上で、「死者を見なかったのは事実であり、事実を語ることは歴史への責任である」と指摘。さらに「私が最も嫌

うのは、中国人が道徳という美名のもとに事実を歪曲する道徳至上主義を望むということだ。(学生リーダーで広場虐殺を証言した)ウアルカインはまさに道徳の美名を選択し、事実の尊重を放棄した」とまで述べた。彼はなぜ学生リーダーをそこまで批判したのか。それは中国政治の過去の遺産を総括し、そして新たな政治変革を展望する上で、広場虐殺といった虚偽の証言を行う「道徳至上主義」が大きな障害となることを痛感しているからに他ならない。

劉氏は2004年の「ポスト全体主義時代の精神風景」という評論の中で、こう述べている。

「中国共産党のやり方と若い学生の生き方とは似ている。表面的には彼らの生き方は、中共のイデオロギーとは全く別物である。しかし中共の変遷に詳しい人からすると、すぐに分かるのは、中共のやり方——権力の奪取、掌握、維持——とそれらの若い学生の生き方は実質として内在的に一致するところがあり、それはつまり機械主義的な『利益第一主義』と『目的のために手段を選ばない』やり方である」

道徳至上主義と利益第一主義は全く逆のように耳に響くが、実は共に「目的のために手段を選ばず」で、事実を無視し、事実を権力によって圧殺さえる。かつて毛沢東は国民党の独裁者、蒋介石を糾弾し、「民主」の旗を掲げて、国民党の良心派も含む統一戦線によって、中華人民共和国を建国した。だが建国後、「民主」も「憲政」も実行したことはなかった。うそも方便なのだ。

恐らく劉氏の評論に出てくる「中共の変遷に詳



劉曉波氏の座席（右下）が空席のまま始まったノーベル平和賞の授賞式。左に掲げられているのは劉氏の写真＝2010年12月10日、オスロ市庁舎（共同）

しい人」の一人である錢理群・元北京大學教授は、『毛沢東と中国』ある知識人による中華人民共和國史』（青土社）の中で、「現在の中国では政權側と反体制派がある種の觀念、思考方式、行動の方法、感情のあり方、言葉使いなどにおいて驚くほど似ている」と、同様の見方を示している。その上で「私は反体制人士、反逆のリーダーに『小毛沢東』を見ることもある」「『修正主義に反対し、修正主義を防ぎ、平和的転覆に反対する』教育、およびその後の紅衛兵運動、知識青年の下放運動などの影響力を侮ってはいけない。こうし

た運動を長期にわたって受け続け、知らぬうちに感化されて成長した世代の人間が、現在の中国で政治、経済、思想、文化、教育、学術の各領域および反対派勢力の指導的立場や中堅の働きを担っている。彼らが思想、觀念、精神氣質において受けた毛沢東文化の影響は、プラスであれマイナスであれ、中国の現実と今後の発展の方向性に、深い影響を及ぼしている」と、現代中国を今もって覆う毛沢東文化の影響力の強さを指摘する。

そして、「毛沢東文化に対する清算と批判は、一つの時代の民族の思想、精神、文化に対する清算と批判でなければならぬ。真剣に、深く切り込む民族の自己反省と自己批判をしなければ、中国が毛沢東時代の影から抜け出せることは、根本的に不可能である」と、体制への批判だけでなく、自身へと向かう批判が必要だと強調する。

「真実の言葉で虚言の制度を覆す」

ノーベル平和賞の受賞に先立ち、劉曉波氏は03年に「傑出した民主人士賞」を受賞し、その謝辞として「真実の言葉で虚言の制度を覆す」という文を書いている。その冒頭で自身の青春時代を振り返り、「私の青年期は文化的な沙漠の中で成長し、私が執筆活動の拠り所としてきた文化的な滋養は憎しみ、暴力、傲慢さを除けば、つまりは虚言、ずる賢さ、人を見下した態度であり、このよ

の思考方法と文革式の言語というものがすでに生命の一部になっていて、換骨奪胎して徹底的に自分を洗い清めようとしても、言うほど容易なものではない」と、問題の深刻さを訴える。

その上で「現在もなお独裁制度の下で生活している人たちにとって、人々が憧れる強制のない自由と恐れることのない安全を勝ち取ることは、虚言を拒絶するところから始めなければならぬ。なぜなら、強制や恐怖を作り出す独裁的な暴政は、自らを維持する上で暴力と虚言が互いに支え合うことに完全に頼っており、うそで塗り固められた暴力統治がなければ全く維持できないからだ。暴力に反抗する力のない人々は少なくともうそに加担しないことはできる。公共的な生活のこまごまとした場面で虚言を拒絶するということは、まさに虚言によって維持している暴政を瓦解させる最も効果的な力であり、ひいては暴政にとって最も致命的な転覆である」と述べ、虚言拒否の勧めを説いている。

劉氏のこの言葉は、虐殺の有無で偽証をした学生たちに向けた言葉ではなく、天安門事件の後、市場経済へと大きくかじを取る中で、体制内に取り込まれてしまった市民、学生に向けたものだ。

だが、劉氏のこうした反体制派自身に反省を求める姿勢は、実は天安門広場でハンストに入る日に発表された「6・2ハンスト宣言」の中でも鮮明に示されている。政府に抗議してハンストに入るというのに、何とこの宣言では政府だけでなく、学生の側にも過ちがあると指摘していた。

「今回の学生運動は、空前の規模で社会の各階

層からの同情、理解、支持を獲得した」「しかし否定できないのは、多くの人たちの学生に対する支持は、人道主義的な同情と政府に対する不満から発したもので、政治的責任感を持った公民意識に欠けていたことである」「数千年来、中国社会は古い皇帝を打倒して新しい皇帝を擁立するという悪循環の中にあった」「我々に必要なのは、完ぺきな救世主ではなく、完ぺきな民主制度なのである」「学生側の過ちは、主に組織内部の混乱や効率性と民主的手続きの欠如に現れている。例えば、目標は民主的だが、その手段や過程は非民主的で、理論は民主的だが具体的な問題の処理は非民主的だ」。その上で、宣言は「我々は死を求めているのではない！我々は真の生命を求めているのだ」と叫んでいる。劉氏が言わんとするのは、学生たちの主張した「広場での死」によっても、また「虐殺があった」との虚言によっても、真の民主化は実現しないという点だ。

事件後も劉氏はしばしば学生リーダーたちへ厳しい批判を浴びせ、もともと四分五裂していた海外の反体制派の運動を一層混乱に追い込んだ。劉氏の批判は、事件後に中国の政治、社会が大きく変化し、現体制を崩壊に追い込む上で有利な環境が生まれているにもかかわらず、相変わらず「政権は極悪非道、反体制派は正義」という善悪二元論にとどまったままで政権転覆を狙っている反体制派へのいら立ちの表れでもある。

中国は、改革・開放政策の加速、全面的展開を指示した92年の鄧小平の南方演説によって、現在の社会主義市場経済と高度成長の道を歩む。その

転換は米国を中心とする西側世界の同意なくして進展しない。虐殺イメージがある程度ほとぼりが冷めると、米、英の代表的な時事週刊誌に「21世紀の経済大国は中国」といった特集記事が組まれるようになった。在米の有力華僑が、鄧小平の指示と呼応するようにロビー活動を展開した結果だ。推測であるが、そこでは広場での最終局面で虐殺が無かったことが幸いしたに違いない。軍の動員はあくまで広場からの学生排除であって、虐殺が目的ではない。そのような悪漢政府ではないという言い訳が通る。ソ連・東欧圏が崩壊し、民主主義と市場経済というグローバル化がスタートする中で、本当に大虐殺があれば、国際社会復帰への欧米の同意獲得は難しい。

実は米国も広場での虐殺がなかったことを知っていた。11年6月4日、英紙デーリー・テレグラフはウイキリークスが入手した北京の米大使館の公電を情報源として、米政府が広場での虐殺がなかったことを知っていた、と報じている。

市場経済に伴う社会の多元化

21世紀に入って中国では、大型石油化学プラントの建設、都市の再開発、政府職員の不正・腐敗問題などで、デモや暴動といった集団的な抗議事件が頻発するようになった。その数は今年年間20万件以上に達しているといわれる。こうした現象に、中東で発生したジャスミン革命の可能性を中国に見る人たちがかなりいるようだ。

しかし、劉曉波氏（国家政権転覆扇動罪で起訴され、10年2月に懲役11年の判決が確定）ら国内

にとどまる民主活動家や研究者たちの見解はかなり異なっている。中国社会科学院農業発展研究所の于建嵘（けんがく）研究員や、清華大学の孫立平教授らは勇氣ある発言で知られる。于研究員は香港で出版の論文集『中国大呼吸』（晨鐘書局）の中で、過去30年間の社会衝突状況について「天安門事件を一つの分水嶺（ぶんすいりやう）として、中国の社会衝突は知識エリート主導の権力争奪の運動から、労働者、農民を主体とする権利擁護の抗議活動へと転換した。知識エリートたちの権力争奪の運動の特徴は民主や法制を旗印に社会的価値、政治体制の転換を求める運動だった。労働者、農民の権利擁護の抗議活動は、法律の枠組みの中で基本的な権利の擁護を求めて闘う点の特徴としている」と分析している。

そうした運動の変化は90年代の市場経済の導入以降、社会の多元化と各利益層間の利害衝突の発生から来ている。01年末に、政府委託研究の『当代中国社会階層研究報告』が社会科学院によって公表され、中国の階層化の進行が明らかにされた。報告は国家・社会管理層、企業管理層、専門技術者層、個人経営者層、産業労働者層、失業層など10の階層が生まれ、さらに経済レベルとして上層、中上層、中層、中下層、下層の五つのレベルに分けられるとした。そして、中間層の拡大こそ中国の目標であり、その拡大が社会安定の基本とした。

21世紀に入り、中国では期待された中間層が拡大せず、むしろ権力を利用した「権貴層」と呼ばれるごく少数の富裕層に富が独占されることになった。純粋に市場に委ねた経済成長ではなく、党

や政府高官、その家族が権力を使い市場に介入して富を蓄積していった。その一方で市民の権利意識が高まり、パソコンや携帯電話といったメディアを通して、権力を侵害された市民がその主張を共有し、集団抗議行動を起こすようになる。デモや暴動に発展するのは、政府組織などに市民の声が反映される場がなく、新聞、テレビなどのメディアが利害調整機能を果たしていないからだ。

中国当局もこの問題を全く意識していないわけではない。胡錦濤政権時代、当局は「和諧（調和の取れた）社会」を国家目標に据えた。しかし、本気で和諧社会実現を進めるとなると、「権貴階層」の利益を損ね、社会の矛盾を解消しようとするれば政治、社会の安定を脅かす恐れもある。目標に掲げたものの実行に着手できない。その怠慢によって安定はますます脅かされている。

孫立平教授は10年3月に発表した「中国社会は総崩れの方向に向かって加速している」という評論の中で、「目下、確かに社会矛盾はかなり多く、激化の形跡さえ見られる。だが大規模な社会動乱の可能性は決して大きくない。むしろ不安定要因をめぐって、危機発生の可能性に対する見積もりが高過ぎ、安定が全てに優先するという思考に走り、為すべきことができずにいる」と、政権の無策ぶりを批判した。その上で「社会の総崩れ現象はまず、権力の制御不能という形を取る。腐敗現象はその外圧的な表現にすぎない。権力の制御不能というのは、権力が外部から制御する方法がないだけでなく、内部からも制御できない状況になっただけのことだ」とまで指摘している。

漸進的な社会転換を唱えても獄中に

劉曉波氏の見方も、于研究員や孫教授に近い。

「未来の自由な中国は民間にあり」05年のこの論文の中で劉氏は「社会の三大構成要素——経済、政治、文化は20年余りの改革によって、もはやすでに一枚岩ではなく、ますます明らかな分裂が現れている。経済の面では、市場経済を志向する改革はすでに利益の主体を増しに多様化させており、文化の面では、正当なイデオロギーの零落が人々の価値や興味を増しに多様化させている。ただ政治の面においてのみ、政府は依然として権力の一元性という硬直した大勢を固く守っているのだが、しかし、経済と文化の多様化という蚕食により、体制内はもはや一枚岩ではなく、その利益の主体と価値観は一貫して急速な分化の過程にある。特に、主要な民意の積極的な圧力と消極的な抵抗という二重作用のもとで、民間の資源は迅速に拡張して政府の資源は迅速に萎縮し、政府が古い制度を固守するコストは次第に高くなり、統制能力も次第に弱くなって、意欲があっても実力が伴わないという常態が、すでに中国共産党政権による統治の常となっているのだ」と、民間の力の高まりを評価している。

そして「民間の圧力によって現行の制度を自由民主の漸進的な革新へと推し進めることは、すでに現在の改革における効果的な道筋にもなっている」と主張する。劉は翌年、香港誌に「社会を変えて政権を変える」という文書を発表した。そこでは「まだ民間の力量は分散的であり、短期間にはそれに取って代わるような政治力は見い出せない」としながらも、「それは未来の自由な中国に希望が全く持てないこととイコールではない」とし、「自由民主を求める民間の力は、ラディカルな政権転換から社会総体を立て直すものではなく、漸進的な社会転換から政権の変化を、つまり不断に成長する公民社会から不合理な政権を改造することである」と、漸進的な道を提唱した。

劉氏のこうした発想はすでにハンス・ト・宣言にも表れていた。広場での虐殺が回避され、市場経済への転換の道が開けたことで、その発想の有効性は高まっている。劉氏自身は「〇八憲章」（共産党一党独裁体制の廃止を提唱）で獄中にあるが、それは彼にとつて織り込み済みであろう。彼の発想は、もつと長いスパンでの社会の転換である。漸進的な改革を呼び掛けた彼を獄中に追いやる現政権の不当性を、彼は身を犠牲にして国民に知らせている、と言えよう。

以上のように天安門事件後の状況の展開を見る時、広場の問題を無視して議論することはあまりにも粗雑な議論であり、事件の再評価や中国の現状分析、将来の展望をも難しくするだろう。紙幅が尽きたので、最後にタイトル名だけ紹介したい。『私には敵はいない』の思想（藤原書店）所収の『天安門の母たち』と劉曉波。劉氏の学生批判によって当初、絶縁状態にあった「天安門の母」たちが次第に劉氏の真意と誠実さに触れ、信頼を回復する過程をつづったものだ。中国の不安定な世論状況を見るにつけ、事件と劉氏に対する見直しが日増しに重要になっている。

自言自語の中国展望(6完)

ワシ
ツォン
網
虫



《「愛国無罪」から「愛国無頼」へ》

中国では昨年の反日デモの際に、デモ隊のプラカードに「愛国無罪」の文字が躍っていた。暴徒や破壊行為の免罪符とも言うべき「愛国無罪」がこのほど、思わぬところで変貌を遂げていた。

10月6～15日に天津で東アジア大会が開催され、女子バスケットボールの初日9日に日本代表はグアム代表に108対26で圧勝。その後も香港と中国に勝ち、王新朝喜・選手は中国系日本人として初の日本代表入りで話題になった。

帰化前の中国名は王岑静という王選手は1997年、天津市生まれ。中学卒業後に日本に留学し、2010年に三菱電機コアラーズに入団。今年8月に日本国籍を取得したばかりだ。身長189センチのセンターとして活躍、グアム戦では10得点、香港戦では18得点の大活躍だった。

王選手に対する中国のネット上でのバッシングはひどいものだった。「売国奴」「負け犬」とまるで国賊扱い。「どの国に帰化しても構わんが、日本だけは嫌だ!」「歴史を忘れたか。非国民!」。とても紹介できない下品な書き込みも多かった。だが、彼女を擁護する意見も相当、登場した。

〔帰化は〕個人の自由。愛国とは無関係だ。他人に言われる筋合いはない」「人材流失にスポーツ界が猛省すべきだ」などが代表的なもの。中国のスポーツ選手の多くが使い捨てにされる現状を

取り上げ、「選手の将来が保障できない国にいても仕方がない」との声も出た。

王選手へのいじめを「愛国無頼」と表現し、「愛国心はひきょう者の最後の逃げ場所である」と箴言で戒める投稿もある。付和雷同的な攻撃性は中国のネチズンの特徴だが、良心を取り戻した人々も少なくない。

《環境破壊抗議へ温州人が結束》

9月に入り、浙江省温州樂清市で「小学生19人が相次ぎ鼻血。元凶は工場の有毒ガス」などと報じられた。事件は瞬時にネットで拡がった。

この北白象鎮第9小学校の新校舎の周辺には熱処理、電気メッキ、鑄造など36もの工場が点在。うち28社は排ガスについて環境保護部門の許可を受けておらず、2社は排気処理が基準に達せず、6工場は未認可だった。これらの工場は長年、有毒ガスや汚染水を垂れ流してきた。地元政府はすぐに数工場を操業停止にしたが、後の祭り。

同市には「がんの村」として有名な磐石村もある。10数年前から住民が相次いでがんを発病した。原因は廃棄物を垂れ流しの化学工場で、12年7月には工場移転のはずだったが居座ったため、今年8月、ついに住民が化学工場にデモをかけた。ところが工場側は用心棒を雇って住民を襲い、負傷者が出た。これに抗議したところ今度は警察が出動し、村人5人を逮捕。メディアも何を恐れ

てか一切触れなかった。

ここから村人の反撃が始まる。地元ネチズンが何度も国際通貨基金(IMF)の林建海事務局長に直訴した。林建海は磐石村の出身で80年代に米国へ留学後、89年からIMFに勤めるエリート。この林建海の関与で5人が釈放されたのだ。

温州人は「中国のユダヤ人」と呼ばれるほど郷土意識と結束が強い。ネットではもっぱら温州人の結束の強さがもてはやされるが、市政府や化学工場の専横を退治するにはまだまだ道は遠い。

《強まるメディアへの締め付け》

習近平体制は「汚職追放」を掲げた。だが、お膝元の北京警察は、国家商工総局副局長の過去の職権乱用や背任行為をブログで暴露した「新快報」の劉虎記者を、デマを流したとして重慶市まで出向いて拘束。9月末には誹謗罪で逮捕した。メディアやネットへの規制は厳しくなる一方だ。

このコラムも最終回。1年間のご愛読をありがとうございました。この間、中国政府によるネットへの規制や遮断は激しく、あきれるような「反日書き込み」も増加。とても紹介できないような罵詈雑言を連ねても当局は野放し。一方、まともな親日的書き込みは消されてゆく。「やつてられないなあ」というのが率直な気持ちである。

日本の大手メディアも手をこまねいている。実態を書けば、取材規制など圧力がかかるのが目に見えているからだ。「ジャーナリズム以前」の状態が続いている。せめてネットの世界から中国民衆の元気な良心を伝えたかったが、政府の情報統制による「心の貧困」の時代は当分続くだろう。

海外情報

中国で災害報道めぐり討議
質向上の初研修会に50社参加

中国・四川省汶川で起きた大地震から5年、その後も大きな自然災害が続く中国で、災害時の報道の在り方をめぐるシンポジウムや研修会が相次いで開催された。

5月30日、シンポジウム「プロフェッショナルリズムと責任——中国メディア災害報道検討会」がネット企業「新浪網」の主催、精華大学新聞与伝播学院の協力により北京で開催された。メディア、大学、企業などから五十数人が参加した。また、8月27、28日には、災害報道の質を高めることを目的とした初めての研修会が四川省大邑県の建川博物館で開かれた。四川省5・12汶川地震災害対応研究研修センター、新華社「瞭望東方週刊」誌、壹基金（中国初の公益公募団体）が共催し、北京大学新聞与伝播学院等の協力で、全国50の媒体から多数の記者が参加した。

5月のシンポでは新華社の賈奮勇・国内部新媒体工作室主任が中国の災害報道の問題として、①旧来型の情報コントロール②過当競争による掘り下げた報道の回避と扇情的記事の横行③ネット上の口コミ情報に伝統媒体が引きずられてしまう傾向——の三つを挙げた。

また、「南方週末」（広州市）の楊繼斌記者は、外国メディアと比べて解説報道が圧倒的に少ないと指摘した。

一方、「財経」誌の舒泰峰記者は、「死者の顔を大写しにするなど、悲劇性の過度の強調が倫理的な問題を生んでいる」と指摘。こうした紙面作りが横行する背景として、報道に娯楽的要素と商業的要素が侵入し、倫理観をむしろ崩している実態があると分析した。

8月の研修会でも、底の浅い報道や扇情的な報道への批判や反省が聞かれた。それらの解決策の一つとして香港大学の錢鋼・新聞与伝播研究センター主任は、2010年8月に甘肃省甘南チベット族自治州舟曲で発生した土石流災害時の調査経験を基に、「記者が自分自身の資料室長になる」という考え方を提起した。

舟曲土石流は死亡1400人超、行方不明300人超という大惨事だった。錢主任は04年に起きた土石流に関する論文を検索で見つけたことがその発生原因を探る手助けになったと指摘。それを基に、一線で取材する王克勤記者とネットで情報交換したことが、王記者の調査報道に大いに役立った、と述べた。

また、錢主任は重大な災害時に各種のデータベースにアクセスしてデータを集めること、とりわけ海外のデータベースにアクセスする重要性を、02年から03年にかけての新型肺炎（SARS）流行時の「財経」誌の報道を例に引きつつ説いた。

一方、北京大学の徐泓・新聞与伝播学院常務副院長は災害報道の構成要素あるいは災害報道が担うべき役割として、「知る権利の行使」「監視」「真摯な回顧」の三つを挙げ、とりわけ回顧の重要性を強調した。

徐副院長は、被災者にとって災害発生期を過ぎた心理修復期・再建期にあつては、政府や社会が災害に対して真に顧みる精神を持ち、行動を起こすことが重要だと説いた。そして災害報道も真摯な回顧がなければ報道として不完全だ、と述べた。

また、中国新聞出版報の晋雅芬記者によると、今回の研修会には読売新聞の加藤隆則中国総局長も招かれた。加藤氏は日本の災害報道の実際や記者に求められていることを紹介したが、「災害取材時は教訓を後代に伝え、未来の防災・減災に役立てるという視点が大切」という発言が参加者に最も感銘を与えた、という。

中国の災害報道は新聞界自らが認めるように問題が多いが、07年に「突発事件応対法」が成立して、曲がりなりにも媒体が当局の発表を待たずに独自取材、報道できることが確認された。それ以降、試行錯誤を繰り返しているわけで、報道の在り方を自ら顧みようとする姿勢自体は注目し値しよう。（参考：新浪網6月2日付、中国新聞出版報9月9日付）

（木原 正博）日本新聞協会事務局長付専門委員

メディア談話室

特定秘密保護法案報道に乏しい危機感

藤田 博司

特定秘密保護法案を安倍晋三政権はこの秋の臨時国会で成立させたい意向だという。日本版NSCと呼ばれる国家安全保障会議設置法案と抱き合わせで今国会での目玉とされている。

野党や法曹界からは反対の声が上がり、多くの問題点が指摘されている。しかし政府はこの特定秘密保護法案を強引に国会審議にかけ、押し通す構えを見せている。ことは国民の知る権利や報道の自由に関わる重大な意味を持っている。が、これまでどころ、新聞やテレビの報道に、問題が切迫している気配を伝える危機感が乏しい。

表面なぞるニュース

メディアの報道に「特定秘密保護法案」の言葉

が目につき始めたのは8月下旬、政府が秋の臨時国会に法案を提出する「方針を固めた」と報道された（8月24日付朝日新聞朝刊）ころからだった。政府が自民党に政府原案を提示したのは9月末。以後、自民党や与党公明党との間で法案の内容をめぐる調整が続いたが、臨時国会開会の10月15日まではまともななかった。

この間メディアは何を伝えていたか。朝日新聞を例にとると、8月24日の紙面では、法案が安全保障4分野での秘密の漏えいに対する厳罰化を図るものであること、それが「同盟国の米国など情報共有を進める必要があるため」のものであることなどを指摘し、ただこれには「国民の知る権利や報道の自由、プライバシーの保護に抵触しかねないとの懸念がある」ことにも触れていた。

法案の狙いや内容がより具体的になった9月の段階では、「公権力による『情報隠し』につながる」という疑念があることも伝えていた（9月18日付朝刊）。朝日は8月25日と9月19日の2回にわたって社説でこの問題を取り上げ、法案に対する疑問や問題点を提起していた。

法案に無関心だった、というわけではない。しかし他の新聞、テレビの報道や、その後の報道を考えた場合、法案の文言をめぐる政府と政党の間の駆け引きなど、表面的な動きをなぞるニュースが多かった。法案の問題点を深く掘り下げた指摘が、皆無とは言わないまでも、ひどく乏しいように思えてならなかった。メディア自身がこの

法案の持つ問題性をあまり意識していないのではないかと疑いたくなるほどだ。

疑う理由は8月以前の報道を振り返ってみると分かる。再び朝日新聞を例に取ってみよう。データベースで過去2年間（10月14日現在）に掲載された「秘密保護法案」と「秘密保全法案」（今年8月以前は「保全法案」と呼ばれていた）のいずれかを含む記事を検索すると、ヒット数は146件、最初の記事は野田佳彦政権が「秘密保全法案を来年（2012年）提出の方針」（11年10月8日付朝刊）だ。しかし12年3月に「提出見送り」と伝えられた後は、関心が一挙に低下。その年の年末までの記事件数は18件、そのうち全国版の掲載記事は8本だった（ほかは地方版）。

「配慮」では意味がない

地方版の記事は各地の弁護士会や市民団体による秘密保全法案反対の動きを伝えたものだが、全国版にはそうした動きや主張がほとんど反映されていない。12年中に全国版に掲載された記事のうち、法案の中身について触れたものは5月3日付朝刊の1本にとどまっている。

12年末に安倍政権が登場、13年3月に秘密保全法案の「提出を検討」と報じられてメディアの関心も戻ってくる。しかしNSC法案提出を伝えた6月8日付朝刊の記事では、秘密保全法案の問題点については「秘密の範囲や罰則をどう定めるか議論を呼びそうだ」としか触れていない。法案の

臨時国会提出の方針を伝えた7月27日付朝刊の記事は、提出の理由を「米国と情報共有を進めるために必要と判断した」と政府の立場に立ったような書き方。まるで問題意識を欠いた報道姿勢と評されても仕方がない。

8月末以降も、それまでの報道に表れた秘密保護法（保全法）案に対する関心の鈍さはあまり変わっていない。9月から10月にかけての法案をめぐる報道の関心は、もっぱら「知る権利」や「報道の自由」が法案の中に盛り込まれるかどうかに集まった。一連の報道は、あたかも法案の成立を前提にした条件交渉の経過を伝えているかのような印象さえあった。

秘密保護法案に比較的関心が高いと思われる朝日新聞でさえこうしたありさまだから、他の新聞、テレビの報道には、一部の例外は別として、法案の問題性を指摘し追及するようなニュースにはほとんどお目にかかれなかった。

10月17日、政府と公明党の間の「調整」で「知る権利」と「報道・取材の自由」が法案の最終案に盛り込まれることになった、と報じられた。最終案は取材活動について「法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限りは、正当な業務による行為とする」との文言を盛り込み、法律の解釈、運用に当たっては「国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分配慮しなければならない」と明記するという。

しかしこれはいわば努力義務規定にすぎず、

「特定秘密」に関わる取材活動の自由が保障されることにはならない。これらの文言が明記されたところで、「特定秘密」の指定やプライバシー保護への懸念が払拭されるわけでも、秘密解除や情報公開に関わる問題が解決されるわけでもない。が、メディアの報道はこの「配慮」や文言の「明記」にほっと一安心したような気配さえ漂わせている。

日本の将来が懸かる問題

特定秘密保護法案の基本的な問題点は、開かれた民主主義に真つ向から逆行することにある。行政府の長が一方的に「特定秘密」を指定する。指定が妥当かどうか誰にも分からない。指定された秘密の解除、公開については定めがない。秘密を漏らした者、漏らすよう唆した者には厳罰が加えられる。法案が今のまま成立することになれば、権力にとって都合な情報は永久に闇に葬られ、権力者の不正や逸脱を誰も監視したり告発したりできなくなる。

仮に百歩譲って、特定の秘密保護のためにより厳しい立法措置が必要だとしても、権力にとって都合のいいだけの秘密保護法にすることは避けねばならない。そうするためには、①行政の長が恣意的な秘密指定をしないよう、その妥当性を審査できる第三者機関を設ける②秘密指定には期限を明確に付け、情報公開の手続きを定めて将来の検証の道を確保する③正当な内部告発者を保護する

手立てを設ける④報道目的の取材活動を妨げないことをはっきり規定する——などを法案に明示せねばならない。そこは譲れないはずだ。

秘密保護法を必要とする理由に、日本の情報管理が甘いため外国（特に同盟国の米国など）から信用されず、情報を共有させてもらえないことをメディアも伝えている。本当にそうなのか。「日本政府に情報を伝えると、すぐに外部に漏れてしまう」と、政治家や当局者は言う。しかし、そうした実例がどれほどあったのか、突っ込んで取材し報じた報道はまだ目にしていない。

秘密保護法案がこれからの日本にとって、民主主義にとって、途方もなく重大な問題を提起しているのに、一番敏感に反応してもらいたいメディアが何とものんびり構えているように見えてならないのである。これは単に政治の問題ではない、防衛や外交の問題ではない。日本の将来、日本人の将来が懸かった問題だ——ということ、何か永田町で仕事をしている記者諸兄に分かってもらえる方法はないだろうか。

新聞週間に当たって毎日新聞の社説（10月14日）は特定秘密保護法案に触れてこう書いている。「公権力の行使が適切かどうかを監視するのは報道の最大の使命だ。報道機関としての毅然とした姿勢がもちろん問われるが、役割を果たすために、厳しい目で法案をチェックするのは当然だ」。その言やよし。今からでも遅くない。有言実行を期待したい。

（共同通信社社友）

プレス ウォッチング

論調は分断、首相側は攻勢

「不思議な政権」支える
「不思議な国民」

この欄の原稿を書きながら考えている。新聞報道に対して、どんな立場で、どんな姿勢で向き合うのか。現役記者ではなく、最近の取材の実情や記者が置かれた環境などもよく知らない。そんな中で「昔はこうだった」「自分ならこうした」と語ることは極力避けたい。一方で「報道はこうあってほしい」と希望し、期待するのは読者＝国民として当然だ。個々の記者への共感を残しながら「こういう捉え方はどうだろうか」「こんな考えもあるのでは」という問い掛けになれば、と願う。

「消費税8%」をどう伝えたか

10月1日に安倍晋三首相は来年4月から、消費税を8%に引き上げることが正式に表明した。景気への影響を見極めるとして判断を保留していたが、経済指標の改善などを材料に、予定通り踏み切った。翌2日の全国紙は全面展開。1面の主見出しは「消費税8%決定（表明）」「来年4月」など、ほぼ共通だったが、他の見出しには微妙な違いが出た。「消費税の理念変質」（朝日）、「負担

増 年6万7000円」（毎日）、「首相『財政健全化と両立』（読売）、「税率10% 経済状況で判断」（日経）、「『国の信認を維持』（産経）、「企業優遇 家計苦しく」（東京）。消費税増税についてはこれまでも各紙で温度差があり、それが反映したと言える。

社説も同様で「景気回復と財政再建の両立に向けた重い決断」（読売）、「財政改革の出発点とすることを評価」（日経）、「安定的な経済成長を果たす日本再生の意思表示」（産経）と、3紙は基本的に賛成の立場。これに対し「やむを得ないが、法人税減税や公共事業への投資は問題」（朝日）、「避けて通れない道だが、社会保障政策の具体化を」（毎日）と2紙は条件付き賛成で、東京だけが「本来の目的に使われる保証はなく、大義が見えない」として「現時点では反対」の主張。

地方紙を見ると、賛否を明確にしない社説が目立つ。「やむを得ない」という意味での「条件付き容認」ということだろう。中で「何のための増税なのか」と根本的な疑問を呈した北海道新聞と岩手日報、「首相の言を信じていいのか」と問い掛けた中国新聞が目をついた。全体的には、国民の負担増をはじめ、増税分の使途の不透明、社会保障政策の未確立、法人税減税など企業優遇の不公平、従来型「バラマキ」公共事業への懸念、景気失速の不安といった課題を挙げた意見が圧倒的で、期待感はほぼ皆無。「為政者に国民の切実な痛みへの共感がなければ、増税への理解は得られ

ようがない」という京都新聞の指摘は重い。

「安倍支持」の根っこに政治不信と諦め

その後、各紙は世論調査を実施。朝日、毎日、読売、産経・FNN、共同のいずれも「増税に賛成（首相の判断を評価・支持する）」が「反対（評価・支持しない）」を上回った。差は最小が毎日の1.7%で、最大は朝日の13.4%。一方、2年後に想定されている「消費税率10%」と、復興特別法人税の廃止1年前倒しの2点については、5社とも反対が賛成を大きくオーバーした。

興味深いのは、朝日と毎日が「増税が社会保障制度の安定に役立つと思うか」と聞いたのに、「思わない」が「思う」を2紙とも上回ったこと。読売と産経・FNNの「法人税減税などの経済対策が賃上げにつながると思うか」、毎日の「首相の経済政策で景気回復が期待できるか」という質問には、どちらも否定的な回答が多数を占めた。

これらを総合すれば、国民多数の心情は「消費税が8%に上がるのは仕方がない。しかし、それで社会保障制度や自分たちの生活が良くなると思わない」ということになる。国民は思った以上にさめている。それでいて、安倍内閣の支持率が依然高いのはどうしてなのだろうか。

安倍首相は9月末、ニューヨーク証券取引所で「Buy my Abenomics（アベノミクスは買った）」と訴え、国連総会などで「日本を積極的平和主義の国にすることが私の歴史的使命」と演説した。

日本の防衛費は少額だとして「右翼の軍国主義者と呼びたいなら、どうぞ」と付け加えた。

「積極的平和主義」って？

9月28日の社説で、読売は「国際社会で発言力と影響力を高めることは、日本経済にも良い効果をもたらす」、産経は「発信力で世界に存在感を示した意義は大きい」と口をそろえた。朝日、毎日、同日付朝刊で、それぞれ「外遊、安倍カラー全開」「異例 3度の『熱弁』の見出しで、ややあきれ気味に報道。共同通信は同日配信記事で「刺激的な表現に中国が反発するなど、危うさも漂う」と指摘した。首相は10月16日開会の臨時国会でも「積極的平和主義」「意志の力」を強調。高支持率を背景に強気のアピールを続けている。

それにしても「積極的平和主義」とは何なのか？ 演説内容からは、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈見直しを前提に、国連平和維持活動などに積極的に参加することを意味しているように取れる。しかし、それは米国絡みの戦争に巻き込まれて死傷者が出ることもあり得る事態。「平和主義」と呼ぶのは「黒を白と言いくるめる」類いの理屈ではないだろうか。共同の記事によれば、首相周辺は「断言しなければ発信力が落ちる」と語ったという。東京電力福島第1原発の汚染水漏れを「状況はコントロールされている」と断言したのと同じような感覚ではないか。

朝日の10月18日付朝刊で石田英敬・東大教授は

「安倍首相が展開しているのは、人々の感性に働きかける『イメージの政治』と分析した。6月29日付では、作家の橋本治氏が「安倍政権は不思議な政権」と指摘。支持する国民が景気回復にしか関心がなく、批判がほとんどないことを挙げ、「その不思議さは、安倍政権よりも、それを支持する国民の方にあるのだと思う」と書いた。

どちらも当たっていると思う、私見だが「安倍支持」の根っこには、長い年月で深く積み重なった、政治（家）一般に対する根強い不信感と諦めがある。そんな中では「安倍首相の耳に快い言葉はまだマシな方」と思えるのではないか。もしそうならば、ツケはいずれ国民自身に回ってくる。

「首相動静」でメディア接近くつきり

最近の新聞各紙は政策についての主張が異なることが目立つ。それで論議が深まればいいが、実際は、都合のいい意見を一方的に取り上げる傾向が強いように思える。安倍政権との向き合い方も違いが際立つ。産経は「仲間意識」で支援・応援。読売はやや「上から目線」で指導・叱咤し、日経は経済政策を中心に受容の姿勢。逆に東京はほぼ一貫して批判的であり、毎日も大筋でそれに近い。両者の中間でやや批判派寄りなのが朝日と似たところだろう。地方紙はほとんどが毎日と近く、一部は東京と同程度に批判派だ。

こうして、新聞の論調が分断状態に陥っている中で、マスメディアに対する政権側の攻勢が進ん

でいる。本誌6月号の「放送時評」で音好宏・上智大教授も触れているが、第2次内閣発足以降、約10カ月間の「首相動静」を調べると、安倍首相と「マスコミ要人」の夜の会合が目立つ。全国紙と通信社のトップである会長・社長とは全員個別に、地方紙数紙の社長とは合同で会食している。民放キー局の大半の社長とも。ほかに編集・報道局長や論説委員、記者会キャップらとも会食・懇談しており、接近ぶりがくつきり浮かび上がる。

安倍首相は第1次政権時代も、就任約4カ月後あたりから夜の会食・懇談が増えるが、メディア関係者とは数えるほど。他の歴代首相にもこれほどの例はなく、今回の対応は異様だ。「首相動静」では①過去に首相とトラブルがあったメディアのトップとは会食していない②6月の欧州歴訪の際などは、帰国当夜にも行われている③食事は中華料理が多い④8月の夏休みには、山梨県の別荘を拠点に連日ゴルフで、民放キー局会長が複数回、一緒にプレーしている——ことなども分かる。

もちろん、報道の人間が首相と会食・懇談していけないわけではない。しかし最近はただでさえ、首相をはじめ権力者・組織に対するマスメディアの追及の甘さが目立つ。そんな中、トップらと首相の交流が深まることが実際の取材に影響を与えているのは間違いないだろう。少なくともメディアの側は、政権側の「メディア操作」の意図を認識し、もっと自覚的になるべきではないか。

（小池 新ジャーナリスト）

》》》放送時評《《《

TVは次世代の人材育成が課題

制作会社への学生 体験活動も試みの一つ

この秋に終了した人気ドラマ「半沢直樹」が主人公に選んだのは、バブル入行組の銀行員たちだった。ドラマではバブル経済を追い風に大量採用されたこの時期の新入社員が中間管理職となった現在、限りある幹部ポストをめぐる、「出向」の不安に向き合いながらも、出世競争を繰り返していった。

これはメディア業界も同じで、バブル期には新入社員の採用者数も多かった。それが現在はどうなっているかと言えば、新入社員の採用数は激減しバブル期の半分以下。地方の新聞社や民放局では新人を隔年採用にしているところも多いと聞く。

新人の採用数を大幅に減らした今の採用政策を企業の人事は「厳選採用」と呼んでいるようだが、学生たちからすれば厳しい就職活動を強いられることになる。マスコミはまだまだ人気業種というところもあって、それなりの倍率は誇っているし、マスコミ志望者向けの「就職読本」といった類いの書籍も売れている。ただし、同じメディア

系の企業とはいっても、明らかに個々の企業の人気の開きは広がっているようだ。特に放送業界に關していえば、ひと頃に比べて、報道現場への希望者が減少しているという。

放送界特有の問題もある。放送局員と外部スタッフとの労働環境の格差問題である。既に放送の現場においては、外部の制作会社が関与しなければ、番組制作が立ち行かない状況にあるのは周知の通りだ。それは組織的には、少数の社員が多数の外部スタッフを管理・統括するという構図を生む。大学を卒業し、ほぼ同じ時期に制作現場に配属された局の社員と制作会社のスタッフが、放送局社員は番組管理にシフトしていくのに対し、制作会社のスタッフは現場にとどまり続けがちだ。言うなれば、放送局社員はジェネラリスト、制作会社スタッフはスペシャリストとして、両者がそれぞれの場合で能力を発揮し、その労働が正當に評価されればよいのだが、資本の論理によって両者の労働環境に格差が生じてしまうのである。

放送番組は、放送法に基づいて免許を与えられた放送局しか提供できない。だから、放送局と制作会社との関係で言えば、放送枠を持っている発注元の放送局の側が優位な立場を得やすい。外注先の制作会社が、放送局によって制作費の調整弁として、都合よく扱われてきたことも否定できない。

加えて、番組制作というクリエイティブな作業は、どこまでやったら完璧と判断しにくいところ

がある。いきおい、制作現場は仕事量が拡大傾向になりがちである。本来は、こうしたクリエイティブな仕事を正當に評価できる市場環境の整備が追求されるべきであろう。

しかし現実には、放送現場におけるアシスタントディレクター（AD）の慢性的な不足状態が生じている。その背景にあるのは、制作会社が放送局の「下請け」的存在として見られ、また制作会社の職場環境も、いわゆる「3K」職場として見られる傾向があるためだ。制作会社に求められる喫緊の課題は、世間の制作会社に対するネガティブなイメージを払拭し、制作会社の実際を理解してもらうことだ。

インターンで制作会社のイメージ変

このようなこともあって、全日本テレビ製作社連盟（ATP）では、制作会社が大学生のインターンを受け入れるプロジェクトを続けている。

このATPのインターンの狙いは、あくまで大学生たちが制作会社の現場の実際を正確に理解してもらうことにある。従って、このインターンが就職に直接つながることを意図してはいない。番組制作の現場に關心のある学生に、インターンしてもらおうことで、世間にある「3K職場」というイメージで判断するのではなく、実際に現場を見てもらうことで、就職希望に結び付けていこうというのが狙いである。

ATPが仲介役となって行う、この夏期インタ

ーンを開始してから今年で7年目になる。今夏に実施された「ATPサマーインターンシップ学生体験レポート」というリポートが10月15日に発表された。

このインターン制度も当初は東京の一部の大学と制作会社のみに参加だったが、次第に参加校、参加制作会社とも増えた。今年の参加学生は65人（東京59人、大阪6人）。大学は関東、関西の大学を合わせて25校。インターン学生を受け入れる側の制作会社は29社（東京26社、大阪3社）にそれぞれ達した。

リポートを眺めて興味深いのは、リポート提出者のうち約8割が、制作会社のイメージが変わったと答えていることだ。そのうち約半数が「番組制作の大部分を制作会社が担っている」「やりがいを持って仕事をしていた」「殺伐としていた」と思ったが、社内の雰囲気明るく仕事をしていた」など、制作会社をポジティブに捉えるようになってきている。

もちろん、回答者の1割強に「想像以上に多忙だった」といったネガティブな感想もあった。いずれにしても、インターンは実情を正しく理解することに意味がある。

ミスマッチ防止で「3年3割」打破

学生を制作会社に送り出す大学に身を置く側からすれば、インターンの最大の効用はミスマッチの解消だと思っている。最近「3年3割」という

言葉があるように、大卒新入社員の3割が3年以内に辞めていくという。

とすると、学生時代にインターンを経験することによって、業種を体験的に理解することはミスマッチを避けることにもつながる。特に一見、華やかそうに見えるメディア業界は、イメージ先行になりがちなので、現場の実際を知ることができないインターンの効用は特に大きいのではないかと。

私の職場が比較的小さな大学ということもあって、卒業生との付き合いが多いから言えるのかも知れないが、卒業後の足跡から感ずるのは、「3年3割」といわれる大卒離職率も、実際には職場によって随分違うということである。新人教育など人事政策をうまく行っていると思われるメディア企業の離職率は低い。また、やはり組織のしっかりしている大手企業では離職率は低いし、ベンチャー系はどうしても高い傾向があるのは確かだ。

メディア界においても、業績の安定している、いわゆる「勝ち組」の離職率は低い。それらのメディア企業が特に力を入れているのは、中途採用の強化だと聞く。メディア環境が激変する中で将来のメディア界を担う人材をどのように育成すべきかは、業界全体の課題であることは言うまでもない。業界全体の取り組みが問われている。

インターンに話を戻すと、いま大学では体験実習型のカリキュラムである「サービスタワーニング」への注目度が高まっている。大学で受けた高

等教育の内容が卒業後の進路と直結している米国の大学などでは、このサービスタワーニングで何を行ったかが、学生の就業に当たっての重要なセーブルポイントになっている。文科省の高等教育政策においても、サービスタワーニングの強化が方針として打ち出されている。

メディア界にとって大切なのは個人

テレビマンユニオンで長らく経営に携わってきた重延浩しげのぶゆたかさんが、その経営論をまとめた『テレビジョンは状況である』劇的テレビマンユニオン史』という本を9月に出された。テレビマンユニオンという日本で最初の独立系の番組制作会社があるように成立したのは、あまりにも有名な話なので、ここで回顧する必要もなからう。TBSを集団で退職した制作者たちが、そのクリエイターとしての志を担保しつつ、安定的な会社経営を維持することの難しさが体験論的につづられている。

その上で重延さんは、「ソフトの創造は最後には〈個〉に帰する」として、「制作は〈力〉の關係だけでは成立しない。魅力的な人間関係、魅力的な才能を迎える組織に〈個〉が集まる。そして原理は常に〈個〉に帰する」として、現場を担う個人の重要性を改めて強調している。次世代を担う個人をどう育てていくのか。メディア界全体として考える時に来ているのではないかと。

（音 好宏 上智大学教授）

海外情報 CATV視聴者はじつくり型 地上波の全国、地方ニュースも

インターネット時代の到来で、米国民のメディア利用は既存大手メディアから移動体通信端末に至るまで複数の情報提供プラットフォームに広がっており、メディア接触の断片化（フラグメンテーション）現象が見られている。

非営利メディア調査機関のピュー・リサーチセンター（PRC）はレポート「米国民の在宅テレビニュース視聴」の結果を発表した。それによれば、メディア接触の断片化が進行する中にも、依然として多くの視聴者が全国およびローカルのニュース番組にチャンネルを合わせていること、また全米に向けたケーブルテレビ（CATV）・ニュースチャンネルに接触する視聴者は、地上テレビ放送チャンネルも含め多くの時間をニュース視聴に割く傾向があるなど興味深い結果が示された。

PRCが発表したレポートは、視聴率調査会社のニールセン社が13年2月の1カ月間、全米の18歳以上を対象に、ナショナル・ピープル・メーター（NPM）を使って2万世帯、5万人から集めたテレビニュース視聴調査データに基づいて作成された。それによるとローカルニュース（LN）

視聴は71%、全米をカバーするネットワークニュース（NN）が65%、そして国内外で起きる時々刻々の出来事を伝えるケーブルテレビニュース（CN）が38%となり、ローカル情報への関心が高い傾向が示された。

毎日のニュース視聴にどれくらいの時間を費やすかについては、CNが1日25・3分、NNが12・4分、LNはほぼ同じ12・3分で、ケーブルが一般の地上テレビ放送によるニュース視聴の2倍の長さになっている。

PRCレポートではLN、NN、CNの三つの視聴時間分布をそれぞれ、①長時間視聴②中程度視聴③短時間視聴——に分けてグループごとに平均時間を割り出し、ニュース視聴の長短にどれくらいの差があるかを検証した。その結果、CNの長時間視聴層が1日平均72・4分と一番長く、NNの31・6分、LNの21・8分を大きく上回った。このことからケーブルチャンネルでニュースに接触する時間が長い視聴者は、腰を落着けた「じつくり視聴型」であることが推測される。

さらにPRCはローカル、ネットワーク、ケーブルの三つのニュース視聴において、どのような重複接触傾向が見られるか「クロス・プラットフォーム」比較を行った。まず、LN視聴者のうちNNも見ているのは82%、CNも44%だった。また、NN視聴者は90%がLNを、加えてCN視聴にも及んだのは44%だった。

ローカル・ニュース視聴と全米で起きた出来事

を知る手段としてのネットワーク視聴には相関性があると思われる、恐らく同じチャンネルで全国とローカルのニュースを視聴する傾向があることも予想される。他方、CN視聴者は82%がLN、また76%がNNを見ている。このことからCN視聴者は、地上放送によるLNおよびNNについても満遍なくチェックする傾向が見られる。

ニュース視聴に時間をかけるCN視聴に注目すると、その中心となるCNN、フォックス・ニュース（FOXN）、MSNBCの三大チャンネル視聴で顕著な結果が見られた。FOXNは保守的、MSNBCはリベラル、CNNは国内外の出来事、臨時ニュース、そしてコメントーターに保守・リベラルをミックス起用が特徴である。

一般的には、各チャンネルの特徴に沿って固定視聴傾向が強いと予想されるが、今回調査では少々異なる結果が示された。クロス視聴調査をしたところ、①CNN視聴者のうち39%がFOXN、38%がMSNBCを視聴②FOXN視聴者の44%がCNN、28%がMSNBCを、そして③MSNBC視聴者の54%がCNN、34%がFOXNを視聴している。

ニュース視聴時間が長いCN視聴者は、FOXN（保守）またはMSNBC（リベラル）視聴一辺倒でなく、その他チャンネルの比較視聴傾向が見えたことは、今回調査で特に興味深い点である。

（金山 勉 立命館大学教授）

●特派員リレー報告(23)

工事延び延びでベルリン大混乱
「ドイツの信用」に傷も

時事通信社ベルリン支局長

東

敬生



生真面目できちようめん、仕事はしつかりこな
し、時間は厳守する——ドイツ人に対する一般
な評価はこんな感じではないだろうか。ドイツ製
品への国際的な信頼が高く、自動車などドイツ
ランドが人気を維持しているのも、このイメージ
が強いからだ。ところが、長年にわたって築き上
げてきた「ドイツの信用」を損ないかねない状況
が首都ベルリンで続いている。

繁華街の景観台無し

「ウンター・デン・リンデンはすごいことにな
っていますね」。日本からの出張者が落胆の声を
上げた。ウンター・デン・リンデンはベルリン随
一の名所のブランデンブルク門から、ベルリン東
部有数の商業地、アレクサンダー広場の間を結ぶ
ベルリンを代表する繁華街。博物館や美術館が集
中し、世界遺産に登録されている「博物館島」の
ほか、大聖堂や国立歌劇場、市庁舎、テレビ塔と
いった見どころが並ぶのに加え、米英やフラン
ス、ロシアの大使館、フンボルト大学、高級ホテ
ルが林立。夏にはしゃれたカフェの屋外テラスで

市民がのんびりとコーヒーをすすする。ベルリンを
訪れた人は必ず足を運ぶ観光スポットだ。

ところが、ウンター・デン・リンデンを掘り起
こす大規模工事が景観を乱し、騒音や舞い上がる
ほこりが行き交う人々に不快感を与えている。

ブランデンブルク門とアレクサンダー広場を結
ぶ地下鉄Uバーンを通す工事で、アレクサンダー
広場から東に向かう18・3^{キロ}の地下鉄5号線と、
ブランデンブルク門とベルリン中央駅を結ぶ1・
5^{キロ}の55号線をつなぐ2・2^{キロ}の新線をウンタ
ー・デン・リンデンの地下に建設。急速に発展を
遂げつつあるベルリン東部と、高速鉄道列車IC
Eが発着する中央駅を乗り換えなしで行き来でき
るようにし、利便性を高めるのが狙いだ。

ウンター・デン・リンデンの中でも特ににぎわ
うのは、高級ブティックが連なるフリードリヒ通
りとの交差点周辺。地下鉄6号線と交わるこの地
点には新駅「ウンター・デン・リンデン駅」を設
置する計画で、他の場所にも増して大規模な工事
が続く。フリードリヒ通りの地下を通る6号線
は、この区間の運行を停止。利用客の多い「フリ

ードリヒ通り駅」と隣駅の間は、代替輸送バスを
使うか歩くほかない。このため、徒歩で駅の間を
移動する人と、ウンター・デン・リンデンを散策
する人たちが交錯し、一帯は大混乱に陥ってい
る。影響は交通面にも及び、一部は通行が遮断さ
れて、一般車両は迂回を余儀なくされている。

「ウンター・デン・リンデン」は「菩提樹の下」
の意味。散策コースになっている中央分離帯には
文字通り、菩提樹の並木が植えられ、市民の憩い
の場となっていた。ところが、工事の開始と同時
に通りの象徴である並木の大半が撤去された。



ウンター・デン・リンデンとフリードリヒ通りの交差点周辺
で行われている地下鉄工事（10月13日、筆者撮影）

遺跡発掘や調査で中断

ベルリン交通局によると、工事が計画されたのは90年前の1920年代。第2次大戦や東西ベルリンの分断で先送りされたままとなっていたが、90年の東西ドイツ統一後、連邦政府とベルリン市が建設推進で合意し、99年に詳細がまとまった。工事はすぐには始まらなかった。2001年になり、「経費がかかり過ぎる」としてベルリン市が着工の延期を要求。これに対し、連邦政府は「計画や調査の段階で既に多額の資金を投入しており、着工が見送られるなら返還を求めると同市に警告。市はようやく建設推進に転じた。

11年4月に着工しようとしたところ、今度は市庁舎前で遺跡が発掘され、計画を変更する羽目になり、実際の作業が始まったのは12年初めだった。今年10月には、トンネルを掘るのに用いる巨大ドリルが土壌に適しているかを調べるため、数週間にもわたり作業を止めた。交通局は「工事が進み、土壌が変わればドリルの先端は交換する。土壌調査で作業を中断するのは当たり前」と説明。「ドリル作業の中断は計算に入っており、これにより全体計画が遅れることはない」と強調している。一方で、交通局は19年に予定される延伸部分の開通について、「正確にいつになるとは言えない」と言葉を濁す。地下鉄の完成がさらに遅れ、立案から1世紀以上も先になる可能性もはらむ。

計画では、総事業費は4億3300万円(約5

80億円)。このうち8割を連邦政府、2割をベルリン市が負担する。交通局は「現時点では予算の範囲内で収まる見通し。もともと、最終的な経費は終わってみないと分からない」と指摘。膨らむ可能性を示唆した。

延伸部分には「ウンター・デン・リンデン駅」のほか、「博物館島駅」、「市庁舎駅」の3駅が設置される。ただ、地上では同じコースをたどる路線バスが運行している。また、延伸部分からあまり離れていない場所には、都市高速鉄道Sバーンが並行して走る。工事現場のフェンスには「皆さんのために工事しています」との吹き出しを付けた交通局のキャラクターの絵が掲げられ、市民や旅行者に理解を求めている。しかし、費用対効果を考えた場合、本当に5号線の延伸が必要かとの疑問が付きまとう。

仮設歩道を頻繁に変更

90年のドイツ統一後、西ベルリン、東ベルリンという二つの都市を統合するという世界でも前例のない挑戦が始まった。当時を知る人たちは「次から次へと工事現場が移り変わり、毎日のように車の迂回路が変わっていた」と口をそろえる。

この状況は統一から間もなく四半世紀を迎える今もあまり変わらない。時事通信ベルリン支局の入っているオフィスビルは、中央駅から500メートルほどの場所にある。徒歩で7〜8分。以前はシュプレー川沿いの歩道を風に吹かれながら気分良く

通勤していた。

状況が変わったのは12年5月。沿道の空き地で連邦教育省庁舎の建設が始まった。広々としていた歩道は、人がすれ違うのもやっとなというほどまでに狭められた。そこを自転車か猛スピードで走り抜け、危険極まりない。その脇を工事現場に入りする大型トラックが排ガスとほこりを巻き上げながら走り過ぎる。工事の状況に応じて仮設歩道の場所は頻繁に変更される。完成予定は14年夏。遅れずに終わったとしても、歩道を利用する市民は2年以上にわたって不便を強いられる。

一方、中央駅前では高級大型ホテルの建設が続いている。12年11月に着工、開業は14年5月の予定。建設中のホテルはこの夏、市民の大きな注目を集めた。メルケル首相の与党、キリスト教民主同盟が9月22日の連邦議会選挙(総選挙)に先立ち、指でひし形を作るメルケル首相の手だけを描いた巨大なポスターをホテルの壁に張り付けた。これはメルケル首相が立っているときによく見せるポーズで、ドイツ人なら手を見ただけでメルケル首相と分かる。首都の鉄道の玄関口に掲げられたポスターが効果を発揮したのか、同党は総選挙で歴史的勝利を挙げた。

ブランデンブルク門と並ぶベルリン中心部のランドマーク、カイザー・ウィルヘルム記念教会。19世紀末の建立で、第2次大戦中の43年に連合軍の空爆を受け尖塔が崩壊。戦争の悲惨さを後世に伝えるため、取り壊さずに残されている。



低層部分がフェンスで覆われたままのカイザー・ウィルヘルム記念教会（10月13日、筆者撮影）

空港開港は無期限延期

遅れが目立つベルリンの工事の中でも、最も深

年間100万人が訪れる教会では10年9月、大規模修繕工事が始まり、教会全体がフェンスで覆われた。工事は12年夏に終わる予定だったが、延び延びになり、作業が完了した尖塔部分こそフェンスが取り除かれたものの、今もつち音が響き続けている。教会は「低層部分は構造が複雑で作業に時間がかかっている」と説明する。

冬になると、教会周辺では市民が待ちわびるベルリンで最大規模のクリスマス市が始まる。教会は「クリスマス市を妨害するつもりはない」と指摘。クリスマス期間中は工事の最終工程の実施を見送る考えを示した。「最後のフェンスを除去するのは来年初めになる」（教会）が、「それも天気次第」という。

刻なのは郊外に建設中の「ベルリン・ブランデンブルク国際空港」だ。当初は11年10月に開港の予定だったが、延期が繰り返されている。開港のめどは今も立っておらず、ドイツのインフラ整備への国際的な信頼の低下を招いている。建設計画はドイツ統一直後に浮上した。テューゲル空港、シェーネフェルト空港、08年に閉鎖されたテンペルホーフ空港の3空港の機能を集約。4000級級の滑走路を設置し、大型旅客機も離着陸できる。

新空港には旧西独時代に東外交を展開してノーベル平和賞を受賞した元首相にちなみ、「ウィリー・ブランドト空港」との愛称が付けられた。物理学者のアインシュタインや女優・歌手のマレーネ・デイトリッヒといった大物候補を押しつけて選ばれており、運輸当局が東欧の玄関口となることを期待している様子がうかがえる。

建設に当たっては2村の住民を移転させ、立案からほぼ15年が経過した06年9月に着工。10年半ばになり、開港が12年6月に延期された。ところが予定日のわずか1カ月前の同年5月に再延期を発表。その後は13年3月、同年10月と延期が繰り返され、ついに無期限に延期された。

開港延期は防火設備に不備が見つかったのが原因。延期に伴い、総工費も当初予定の24億ユーロ（約3200億円）から43億ユーロ（約5700億円）

に膨れ上がった。空港本体は完成しているため、掃除代16万ユーロを含む月27万ユーロ（約3600万円）の維持費が掛かり、壮大な無駄遣いになっている。

ベルリン市のウォーウエライト市長が12年4月に視察した際、乗っていたエレベーターが途中で停止するトラブルも発生。「ドイツ人は大規模事業を最後までやり抜く方法を忘れたようだ」（公共テレビZDF）との批判を浴びている。

ベルリンは政治都市で、ドイツの南部や西部と比べると外国からの観光客やビジネスマンは少ない。大型旅客機が離着陸できる新空港の必要性を疑問視する声もある。テューゲル空港がベルリン中心部にあり、アクセスしやすいのに比べ、新空港は利便性を欠く。テューゲル空港は小さいながらも、チェックインカウンターのすぐ脇に搭乗口があり、待ち時間が少なく済むため、運用の継続を期待する利用者は少なくない。

ウンター・デン・リンデンの沿道では今年6月、ベルリン王宮の再建工事が始まった。18世紀初めに完成した王宮は、第2次大戦中に連合軍の空爆を受けて廃墟となり、50年に旧東独政府が爆破した。新王宮は建設費が5億9000万ユーロで、19年に完成の予定。欧州債務危機の折、反発も強く、世論調査では65%が再建に反対。賛成の30%を大幅に上回る。王宮は着工が計画より2年も遅れた。「完成も予定通りにはいかないだろう」との冷やかな見方が市民の間で広がっている。

マス倫懇からの報告

遅れる復興、進む風化

東日本大震災の被災地を見る

西村好正

(本誌編集部主任)



9月下旬、仙台市で開催されたマスコミ倫理懇談会全国協議会第57回全国大会に参加したのを機に、東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県石巻市、南三陸町を訪れ、復旧復興の現状と進捗状況を見て来た。

全国大会でもテーマの一つとして震災報道の風化が取り上げられたが、発生から2年半以上が経過し、震災問題が報道で取り上げられることが減り、震災への関心が薄れていくのではないかと心配する声が多く聞かれた。

岩手日報社が昨年行った県政世論調査でも大震災の風化について、「感じる」「やや感じる」を合わせた回答が84・1%に上ったという。復旧がなかなか進まない中での風化、被災地では復興のさらなる遅れにつながるのではと心配する声が強

い。
2011年3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東130キロの海底を震源とするマグニチュード9・0の大地震が発生し、大揺れに続いて襲ってきた大津波や余震などで東日本の太平洋側を中心に未曾有の大被害を被った。被災地全体

で死者は1万5883人、行方不明者は2654人（いずれも警察庁まとめ）に上った。

石巻市は被災前の人口が16万862人（10年10月時点）。これが今年8月末では15万1122人と9740人減少し、家の全半壊は3万3071戸に上った。同市では4000戸の災害公営住宅の建設が計画されている。しかし、2013年度末までの完成予定戸数はわずか200戸と、2年以上経過したのに計画の5%しか完成できない見通しだ。

一方、南三陸町は被災前には1万7429人（同）が住んでいたが、8月末時点では7392人と1万人以上減少し、人口は発生前の半分以下に減っている。全半壊戸数は3321戸。同町では930戸の公営住宅の建設が計画されているが、今年度末までの完成予定戸数はゼロ。まだまだ手付かずの状態だ。

石巻市、南三陸町とも山のようにあったがれきはほとんどが撤去されている。しかし、がれきは無くなったものの、本格的な町づくりに取り掛かれない状態が続いている。

五輪決定で震災への関心希薄化が心配

オリンピックの20年東京開催が決まった。被災地ではこれから先、国民の関心がますます東京五輪に向かい、震災復興問題が徐々に忘れられるのではないかと心配する声が多く聞かれた。石巻市内にある仮設大橋団地の自治会事務局長を務める阿部幹夫（66）さんは「オリンピックに関心が向き、震災への関心が薄れていくのではないかと不安を感じる」と表情を曇らせる。

被災地では新たな町づくりに向けて土ぼこりが舞っているのかと想像して行ったが、がれき撤去の跡に新たな建物もなく、草ぼうぼうの所もある。復興がスケジュール通りには進んでいないのが現状だ。

石巻市で先祖代々、80年以上にわたって「さばのみそ煮」や「おでん」を作る水産加工業を営んできた山徳平塚水産の平塚隆一郎社長（64）は「工場を再建し一部操業を始めたが、販路が無くなくなった上に人手不足も深刻。魚の水揚げも回復していない」と嘆く。

震災前に納品していたスーパーの売り場スペースには既に他社の商品が並んで2年以上がたっており、新たな販路の確保がままならないとため息をつく。

津波に襲われたことで内陸部の高台に移り住んだ人も多い。海岸に建てた新工場までは通勤に時間がかかり過ぎたり、職場が海岸近くだというこ

とで家族の反対も強いという。このため工場を稼働させるための従業員確保の苦勞が続き、人手不足が深刻なようだ。

さらにオリンピックが人手不足問題にも追い打ちをかけそうだ。これから先、五輪関連の建設工事が増え、その方面の雇用者数が増えることが予想される。平塚社長によると給与水準で水産加工業は建設業に及ばないし、若い人の中には仙台などに移り住んだ人も多いという。工場再開にはこぎ着けたものの働き手の確保難に頭を悩ます日が続きそうだ。

故郷帰還諦める被災者も

町づくりを進めていく上で早急に解決しなければならぬ問題もあるようだ。例えば津波被害を軽減するために防潮堤を造るうにも、堤防建設予定地の土地所有者を探すが一苦勞。建設予定地の中には土地の相続人が100人以上いる場合もあり、このため防潮堤建設の前提となる土地取得が困難を極めるケースも出ているという。土地を取得しやすくするために何らかの法改正、法整備が必要との声も聞かれた。

復興はこれからが正念場。しかし、仮設住宅に避難している人の中には、かつては故郷に「帰りたいが帰れない」と話していたのに、今は「帰れないから帰らない」に変わってきた人もいるという。仮設住宅暮らしが長期にわたり、故郷に帰ることを諦める被災者も出てきつつある。

河北新報が6月に登米市にある6カ所の仮設住宅で暮らす南三陸町の被災者を対象に行ったアンケート調査では、同町への帰還を希望する人は5割弱にとどまっている。

復興住宅の建設地など町づくりの全体像、青写真が決まらなければ、個々の住民が住宅をどこに求めるか決められない。また以前からローンを抱えていた人は新たなローンを組まなければならぬい二重ローン問題もある。対策が遅れると故郷に帰るのを諦める人が増えてきそうだ。

南三陸町の防災庁舎、解体決まる

南三陸町にある3階建ての防災対策庁舎。ここ



解体されることになった南三陸町の防災対策庁舎
(9月27日、筆者撮影)

は防災無線を通じて「津波が来ます！ 高台に避難してください！」と女性職員が最後まで、巨大津波が来るので急いで避難するよう呼び掛け続けた建物。結局、町職員ら42人が犠牲となったが、大津波に襲われた際はこのビルの屋上まで津波が襲い、屋上のアンテナにつかまった数人だけが九死に一生を得た。今は骨組みしか残っていない。一気に津波が窓を突き破って、全てを流し去ったことを物語っている。

同町で被災場所などの案内をして防災の大切さを訴えている語り部の後藤一磨さん(65)は訪れた人から「ここに来るまで津波の恐ろしさは十分知っていたつもりだったが、これほどひどいとは想像できなかった。改めて驚いた」と言われたことがあるという。

南三陸町ではこの庁舎を震災の遺構として残し続けるかどうか検討してきたが、残す場合の費用負担や庁舎を見るたびに記憶がよみがえってきてつらいという住民感情等々を考慮してビル解体を決めた。震災を語り継いでいくために残すべきかどうか、解体を最終決断した佐藤仁町長(61)にとっても悩みに悩んだ末の苦渋の決断だったようだ。

震災で約29万人の人々が家や故郷を失った。復興再建はこれからが本番。復興を一刻も早く進めるためには震災を風化させない努力を続け、多くの人が関心を持ち続けることが何よりも大切だと感じた。



孫旭培 著 高井潔司、西苑、及川淳子、魯諤、雷紫雯 訳
 (桜美林大学北東アジア総合研究所 3333円、税別)

『中国における報道の自由』その展開と命運



著者は中国では珍しい、ジャーナリズムからアカデミズムに移ったメディア研究者で、この分野の第一人者である。本書は400頁を超す大冊だが、副題の通り、新中国建国後の政治と報道の歴史を含み、次の3点で極めてユニークな刊行物になった。

その1。著者の原稿は容易に推測される事情から、大陸中国ではまだ上梓されていない。この日本語版が初めての出版である。

その2。日中関係で領土問題をめぐる手詰まり状況が続き、政治的に「敏感な」時期に出版された。このことは政府レベルの緊張関係とは別に、民間の柔軟な学術交流がきちんと存在することを示すものだ。

その3。「Fast but not least」(最後に大切なことを言うが)本書の意義として強調すべきは、著者が積年の研究成果を集大成し、実情を踏まえた報道評議会開設などメディア改革案を提示した点である。

著者の出発点は、清朝末期から民国初期にかけて民間新聞と出版の自由があった歴史的事実である。それなのに、なぜ建国以降それが中断してしまったのか。

新中国は兄貴分・ソ連のレーニン／スターリンによる政策・制度をコピーした。著者は報道

面のそれを「エリート主義報道思想」と定義して、マルクス／エンゲルス／初期レーニンの「民主主義報道思想」と比べて論じている。中国に現存して威力を発揮している「メディアは党の喉舌」論は前者の名残である。

新中国は当初、共産党と民主諸党派の連合政府という独自のユニークな構成で出発した。しかし、その新民主主義体制は1957年の「反右派闘争」で瓦解し、民主党派の機関紙もその地位を失う。後は「党の天下」だ。

それからは、実った稲穂の上で子どもが遊ぶ「合成写真」に象徴される大躍進期の無惨な報道、そうした新聞さえ弾劾された文化大革命——と中国メディアは長い混迷をたどる。

もちろん、餓死者2千万人とされる、大躍進の果ての飢饉は報道されなかった。アジア初のノーベル経済学賞受賞者アマルチア・センは、大規模な飢饉は自然現象の影響よりも情報と政府の活動の欠如によるものと指摘している。

毛沢東没後、中国の政治経済体制は改革開放へと大転換し、「報道の自由」問題には新しく市場経済の枠組みが加わった。そうした情勢の中で80年代、改革派指導者の後援もあって「報道法」制定の準備が始まり、著者は中心的な役割を果たした。だが、天安門事件(89年6月4

日)でその動きは阻止され、今もそのままだ。その後、インターネットと携帯電話が登場し、中国のメディアには中国版ツイッター「微博」(ミニブログ)が加わった。本書はこうした新しい媒体について特に言及していないが、「報道の自由」の本筋に関する基本問題は本書でカバーされていると言っていいたいだろう。

昨年就任した習近平総書記は、父親が副総理だった。太子党、世代だ。その政策で目立つのは、汚職・不正退治と「微博」のデマ取り締まりのキャンペーン。その方法に「大衆路線」や「批判と自己批判」を掲げた習近平総書記は「小毛沢東」の皮肉さえ浴びている。

他方、極端な所得格差の是正や政治改革に正面から取り組む姿勢はうかがえず、逆に、そうしたトピックを大学や報道界のタブーとする通達を出している。例えば今年5月、上海の大学講師が明らかにした「大学で話してはならない7項目」には、「報道の自由を語るべからず」の1項があった。この7項目は、8月に米紙ニューヨーク・タイムズが党第9号文献として報道した内容で裏打ちされた形だ。ただ、習近平政権がこうした政策を直線的に進めて行くかどうかは、まだ不透明だ。

本書は「報道の自由」の強調に併せて、国情にかなう「共同規制」方式を提案している。また、著者はあとがきで、本書の(香港での)「繁体字版」出版を示唆した。今後、中国の党・政府当局の政策がどう展開されるにしても、本書はあるべき報道の基準を示した里程碑として参照されていく文献である。

(丹藤 佳紀) 読売新聞社友

編集後記

▼11月12日(火)に当会主催で開くシンポジウム「日中関係の針路とメディアの役割」の開催意義はますます増しているようです。「尖閣での小規模な衝突なら、むしろ起きた方がよい」——そういう声まで情報誌に載り始めました。1発の銃声が大戦の引き金となった歴史の教訓を忘れてはなりません。

天安門事件報道検証の余波

▼読売新聞元北京支局長の高井潔司氏による「天安門事件報道を検証する」は読者から、強い反応を呼んでいます。最終局面の天安門広場で人民解放軍による学生らの「虐殺」が無かったとは初耳という反応から、市内全体では虐殺があったのは事実だから誤解を生むのでは、というものでいろいろです。その中で共同の元事件記者の井内康文氏が興味深いことを紹介してくれました。それは初代の内閣安全保障室長を務めた佐々淳行氏が新著『インテリジェンスのない国家は亡びる』(海竜社)で、天安門事件当時の中国の軍、警察当局との極秘接触を明らかにしているくぐりです。①事件の前に在日中国大使館の駐在武官が、天安門の大群衆をどうすれば平穏に解散させられるか教えていただきたい、と丁寧に申し入れてきた②佐々氏はそれに対し、50万人の兵士に武器を置かせ、警棒と盾で臨時機動隊として編成せよなど詳細に助言③それにもかかわらず大虐殺が行われたので武官に抗議し絶交④辞任後の翌90年に中国側の再三の招きで訪中し、人民解放軍元帥

の招宴で、事件は危機管理の大失敗だったと難詰。催涙ガス、放水銃を使う機動隊の創設を歯に衣着せず提言し、激怒させたかと思つたが、かえって信頼された——。

なるほど。確かに天安門事件で戦車は登場しても、高圧放水車と催涙ガスは使用されていませんね。というより、持っていないかつたのでしょうか。佐々氏は「日本は売れないがKCIA(韓国中央情報部)に頼めばいい」とまで助言しています。

千鳥ヶ淵参拝に込めた米国の強い意思

▼日米外務防衛担当閣僚会議(2プラス2)のため来日したケリー国務、ヘーゲル国防の両長官がそろって靖国神社ではなく、無名戦士の墓である千鳥ヶ淵墓苑を参拝しました(10/11)。極めて異例の対応で、靖国神社参拝に執念を燃やす安倍晋三首相を変化球で強くけん制する重要な動きです。このニュースの扱いは各紙で割れました。強く反応したのは朝日と読売、産経ぐらい。共同の扱いがいまいちだったこともあり、11/11掲載の写真を見なかつた読者も多いのではと思えます。オバマ政権は安倍首相の歴史認識にかなりの疑念を抱いていると見るべきでしょう。

「原発ゼロ」小泉発言の衝撃波

▼「核のごみの処分場の当てもないのに、原発政策を進めることこそ不見識」と「原発ゼロ」論者に転向した小泉純一郎元首相(71)発言の衝撃波が広がっています。世界で唯一着工されたフィンランドの核廃棄物最終処分場「オンカロ」を8

月に日本の原発メーカー幹部と共に視察した小泉氏は、10万年もの気の遠くなるような期間、地中深く埋めて毒性を抜くしかない現実に強い衝撃を受けたようです。

「日本の場合、捨て場所がなく、原発ゼロしかない」と確信した小泉氏の声を最初に伝えたのは、8月26日付の毎日新聞のコラム「風知草」。これに対し読売新聞は10月8日付の社説で「『原発ゼロ』掲げる見識を疑う」とかみつぎ、「あまりに楽観的であり、無責任」と批判。これに対し小泉氏は19日付の同紙に反論を寄稿し「過ちでは改むるにはばかることなかれ」と主張。最終処分場選定にこだわる同紙と切り結び展開になっています。小泉氏は細川護熙元首相(75)とも連携を取っているようで、注目されます。

「知る権利」侵す特定秘密保護法案

▼外交、防衛機密を漏らした公務員らを厳罰に処する「特定秘密保護法案」が臨時国会に提出されました。抵抗していた連立与党の公明党も文言の一部修正で妥協し、成立すれば国民の「知る権利」が大きく損なわれることが懸念されます。共同通信の堤秀司論説委員長に、この法案の問題点を分かりやすく解説してもらいました。また、時事通信の軽部謙介解説委員長には、消費増税後の経済動向を詳細に予測いただきました。両通信社のライターターの原稿を並べ、今月号も読み込めがあります。

(保田)

調査会だより

◎日中関係シンポジウム開催へ

公益財団法人新聞通信調査会は11月12日(火)、午後1時半から5時まで東京都千代田区大手町1-3-2の経団連会館2階にある経団連ホールでシンポジウム「日中関係の針路とメディアの役割」を開催します。前駐中国大使の丹羽宇一郎氏と北京大学国際関係学院教授の朱鋒氏が基調講演を行った後、日中両国のマスコミ関係者が参加し、尖閣諸島問題をめぐってギクシャクしている日中関係の打開策を探るパネルディスカッションを行います。同時通訳の機械の関係で**事前登録制**を採用しています。申込期限は終了していますが、少し空きがある可能性がありますので、ご関心のある方は当会までお問い合わせください。シンポジウムの内容は来年1月号に掲載する予定です。

◎事務所を移転しました

公益財団法人新聞通信調査会は11月から下記住所に移転しました。なお電話番号(03-3593-1081)、ファクス番号(03-3593-1282)と下記のメールアドレスは変わりません。
chosakai@helen.ocn.ne.jp
《新住所》〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル1階

定価150円 1年分1,500円(送料とも)

発行所 公益財団法人 新聞通信調査会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル1階
☎03-3593-1081(代)
E-mail:chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください

◇郵便振替口座 00120-4-73467

(通信欄に購読開始月も記入してください)

◇ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 0073467

(振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください)

印刷所 株式会社 太平印刷社
ISSN 2187-2961 ©新聞通信調査会2013

◎河野太郎氏迎え特別講演会

公益財団法人新聞通信調査会は10月16日、東京都中央区銀座の時事通信ホールで特別講演会を開催した。講師は衆議院議員・自民党副幹事長の河野太郎氏、演題は「原発政策転換の旗を掲げて～報道の役割」だった。



主な講演内容は次号(12月号)に掲載する予定です。

◎「読者の声」欄への投稿、大歓迎です!!

「読者の声」欄への投稿をお待ちしています。記事を読んだ後の感想など何でもかまいません。長さの目安は600~800字で、投稿いただいた方には薄謝を進呈します。末尾に執筆者のお名前(ペンネームをご希望の場合はそのようにします)、住所(東京都千代田区など大まかな住所)と年齢を記載し奥付のメールアドレスへお送りください。

◎日本新聞博物館が絵本展示会

日本新聞博物館(ニュースパーク)は「3.11後の世界から私たちの未来を考える」のテーマで国内外の絵本作家、7カ国110人から集まった作品の展示会を横浜市内にある同博物館2階の企画展示室で開催しています。東京新聞との共催で、期間は12月23日まで。詳細は同館のホームページをご覧ください。

》》 通信社ライブラリーだより 《《

《購入書籍》

●『ニュースに騙されるな~「報道現場」本当の舞台裏』(椎名健次郎著、宝島社、189円、700円)